

令和7年度調布市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書
(令和6年度振返り)

令和7年8月

調布市教育委員会

目 次

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

- (1) 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 点検・評価の対象事業及び構成・・・・・・・・ 3
- (3) 学識経験者の知見の活用・・・・・・・・ 3

2 点検・評価の実施方針

- (1) 実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 点検・評価シートの見直し・・・・・・・・ 6
- (3) 実施方法と実施時期・・・・・・・・ 7
- (4) 点検・評価の評価基準について・・・・・・・・ 8

3 教育委員会の状況

- (1) 教育委員会委員の構成・・・・・・・・ 10
- (2) 教育委員会会議の状況・・・・・・・・ 10
- (3) その他の活動状況・・・・・・・・ 11
- (4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針・・・・・・・・ 13

4 施策の点検・評価の結果

- (1) 施策の点検・評価結果一覧・・・・・・・・ 20
- (2) 施策1 豊かな心の育成・・・・・・・・ 22
- (3) 施策2 確かな学力の育成・・・・・・・・ 26
- (4) 施策3 健やかな体の育成・・・・・・・・ 30
- (5) 施策4 個に応じたきめ細かな支援・・・・・・・・ 32
- (6) 施策5 魅力ある学校づくりの推進・・・・・・・・ 36
- (7) 施策6 安全・安心な学校づくりの推進・・・・・・・・ 40
- (8) 施策7 学校施設整備の推進・・・・・・・・ 44
- (9) 施策8 青少年の育成・・・・・・・・ 46
- (10) 施策9 生涯学習社会への対応・・・・・・・・ 48
- (11) 施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承・・・・・・・・ 52

5 点検・評価についての有識者からの意見

- (1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保・・・・・・・・ 56
- (2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎・・・・・・・・ 60
- (3) 帝京大学教育学部初等教育学科教授 赤堀 博行・・・・・・・・ 66

6 資料編

- (1) 教育プラン（令和5年度～令和8年度）施策体系・・・・・・・・ 74
- (2) 教育委員会会議開催状況（令和6年度）・・・・・・・・ 76

(3)	教育委員会事務局の概要（令和6年度）	82
(4)	令和6年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況	83
(5)	調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱	84

1 調布市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施に当たって

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

(1) 経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

さらに、中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が平成19年3月に取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

〈点検・評価の実施状況〉

対象年度	点検・評価の対象となる計画	施策・主要事業
平20	調布市基本計画に基づく施策・基本事業、基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）	7施策・16基本事業・41主要事業
平21		7施策・16基本事業・42主要事業
平22～ 平24	調布市教育プラン	24施策・134主要事業
平25	調布市教育プラン（時点修正版）	24施策・138主要事業
平26～ 平29	調布市教育プラン（改定版）	12施策・44主要事業・7つの重点プロジェクト
平30～ 令3	調布市教育プラン （2019年度～2022年度）	10施策・34事業
令4～	調布市教育プラン （令和5年度～令和8年度）	10施策・34事業

(2) 点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第3において、「教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては、国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画と整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ、令和5年2月に「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」を策定した。

そこで、点検・評価については、評価結果を、「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」の着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため、新たな教育プランの施策・事業体系に基づき、振返りを行うこととし、令和5年度からの点検・評価における対象事業は「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」に掲げる10施策・34事業としている。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の3人の方に依頼した。（敬称略）

吉澤 良保（東京純心大学 名誉教授）

神永 典郎（白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授）

赤堀 博行（帝京大学 教育学部初等教育学科 教授）

2 点検・評価の実施方針

2 点検・評価の実施方針

(1) 実施方針

教育プラン（令和5年度～令和8年度）に掲げる施策体系に基づく点検・評価は、令和6年度の振返りが3回目となる。

また、今年度（令和7年度）は、昨年度に引き続き、令和5年3月に策定された「調布市教育大綱（第3期）」に掲げる基本方針と、5つの連携テーマを踏まえ、具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり実施方針を定める。

ア 調布市教育委員会は、毎年、主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い、課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）における10施策・34事業の進行管理を行うことにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置き、意見を聴取する機会を設ける。

(2) 点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は、「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため、PDCAサイクルを意識して、この1年間、「何ができて、何ができなかったのか」、「成果は上がっているのか」、「次への課題・目標は明確化されているか」など、着実な進行管理のもと、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）の実効性を高めていくことを目指している。

また、調布市教育プランで定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため、令和7年度（令和6年度振返り）の報告書では、次のとおり点検・評価を行うシートを変更している。

ア 施策のねらい(PPLAN)
・はじめに「施策のねらい(PPLAN)」,「背景(PPLAN)」, 主要事業(PPLAN)」欄を設け、事業の目的や狙いは何か、その理由はどんなものか、具体的に何を設定するのかを記載した。 ※本欄は、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）から転記している。
イ 取組実績, 取組成果(DO)
・事業の目的や目標に則し、主要事業や主な取組について、具体的にどのように取り組み、どのような成果や効果があったのか明確に記載した。 ・「○」には、教育プランに記載されている各施策の「(5) 主な取組」などが記載され、「・」には、その成果等を記載した。
ウ 点検・評価(CHECK)
・調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）においては、上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し、施策ごとに、施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し、実績を記載した。 ・評価結果は、成果指標のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に判断し、評価理由とともに記載した。
エ 今後の方向性(ACTION)
・課題を踏まえ、どのような取組を計画し、取り組んでいるのか、実施結果の自己評価とあわせて、より具体的に記述した。

(3) 実施方法と実施時期

実施に当たっては、関係法令に基づくとともに、詳細は、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

ア 令和7年5月～6月

教育委員会事務局において、主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振返りと課題の抽出を行い、課題を踏まえた現年度の取組状況、さらに次年度の方向性を取りまとめ、報告書案を作成する。

イ 令和7年6月～8月

自己評価に留まらず、有識者として学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会で最終的に協議し、報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は市ホームページで公開するとともに、教育会館、公文書資料室、図書館、各社会教育施設に配架し、閲覧できるようにする。

(4) 点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて、事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの5段階で評価した。

評価結果		成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	数値が前年度より上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	数値が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	数値が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。	

【参考】令和5年度振返りににおける点検・評価の評価基準

評価結果		新型コロナウイルス感染症 による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。		

※上記2項目(新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果、成果指標の結果)により判断

3 教育委員会の状況

3 教育委員会の状況

(1) 教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は、平成27年10月1日に、新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成27年10月1日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の定数は5人であり、5人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針、教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

[教育委員会名簿]

（令和7年3月31日現在）

備考	氏名	任期
教育長	大和田正治	令和6年10月1日から令和9年9月30日まで(注1)
教育長職務代理人	臼倉 美智	令和6年6月20日から令和7年12月17日まで(注2)
委員	榎本 竹伸	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで
委員	千田 文子	令和6年12月22日から令和10年12月21日まで
委員	毛利 勝	令和6年7月1日から令和10年6月30日まで
委員	白倉 代助	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで

(注1) 令和7年3月31日付退任

(注2) 補欠としての任命のため、任期は前任者の任期の残任期間

(2) 教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は、地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき、毎月1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催している。

令和6年4月から令和7年3月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア 教育委員会開催回数 20回（定例会12回、臨時会8回）

イ 審議事項

- (ア) 議決事項（議案） 46件
- (イ) 協議事項（協議題） 5件
- (ウ) 報告事項 63件
- (エ) 諸報告 24件

※ 「諸報告」は、審議会や施設使用に係る報告など、説明を省略した案件

※ 会議の付議案件と結果は、76ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも、月1回以上、定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し、教育委員会事務局との情報共有を行っている。

(3) その他の活動状況

教育委員は、学校の状況を把握し、教職員と情報共有するために、学校訪問や学校行事への出席のほか、校長会との意見交換会を開催している。また、東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し、東京都教育委員会や近隣市との情報交換、情報共有を行うほか、研修会へ参加し、識見を高め、教育施策の決定等への反映に努めている。

ア 教育委員の学校訪問

令和6年 5月13日 学びの多様化学校分教室「第七中学校はしうち教室」、第七中学校、八雲台小学校
令和6年 6月21日 深大寺小学校、調和小学校
令和6年 7月 4日 緑ヶ丘小学校、神代中学校
令和6年 9月30日 富士見台小学校、飛田給小学校
令和6年10月18日 染地小学校、第四中学校
令和7年 1月17日 北ノ台小学校、石原小学校
令和7年 2月 3日 国領小学校、第三中学校

イ 東京都市町村教育委員会連合会

令和6年 4月30日 第1回理事会（東京自治会館）
令和6年 5月24日 第68回定期総会（東京自治会館）
令和6年 5月31日 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会（茨城県古河市イーエスはなもも体育館）
令和6年 7月 2日 第1回研修推進委員会（東京自治会館）
令和6年 8月23日 第2回常任理事会・第2回理事会・第1回理事研修会（東京自治会館）
令和6年10月 8日 第1回研修会（府中市市民活動支援センター）
令和6年10月23日 第4ブロック研修会（小金井市市民会館）
令和6年10月30日 第1ブロック研修会（青梅市役所）
令和7年 1月16日 第3回常任理事会・第3回理事会・第2回理事研修会（東京自治会館）
令和7年 2月28日 第2回研修会（東京自治会館）

ウ 東京都市教育長会

令和6年4月16日 幹事会・定例会・総会（東京自治会館）
ほか定例会（令和6年5月、7月、8月、10月、11月、令和7年1月、2月）、連絡会（令和7年1月）

エ その他

令和6年4月24日～5月31日	教育施策連絡協議会（オンデマンド配信）
令和6年6月27日	市町村教育委員会研究協議会（オンライン）
令和7年2月 7日	市町村教育委員会協議会（TKP 新橋カンファ レンスセンター）

(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針

令和4年12月23日
調布市教育委員会決定

◎調布市教育委員会教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援するなどの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

◎調布市教育委員会基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン（令和5～8年度）に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び調布市総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切にするとともに心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として育成することが求められている。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にするとともに、互いのよさや違いを認めあう人権教育や心の教育、そして障害、国籍、性別等の多様性を認め合う共生社会の実現につながる教育などを推進する。
- 知識を得て理解するに留まらず、多様な人々との協働的な学びなどを通じて、様々な社会問題を地域社会や自分事として捉え、実生活や社会の変容につなげる力を育成するとともに、持続可能な社会の創り手としての意識の醸成を図る。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び各学校が定める「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進することが求められている。
- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 指導の個別化等による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を充実させるとともに、これらの実現に向け、ICT環境の整備・活用と情報教育を推進することが求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、それぞれの家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっている。
- オリンピック・パラリンピック教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を、「学校2020レガシー」として継承していくことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。
- 令和4年6月に「こども基本法」が公布され、令和5年4月から施行されます。本法律は、こども家庭庁の設置と相まって、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくための包括的な基本法として、こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を定めている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。

- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、更なるＩＣＴ機器の整備・利活用を推進するとともに、教員の指導力向上、授業改善を通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」、分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の適切な運営や、訪問型支援事業の実施、中学生を対象とした適応指導教室の環境整備の検討等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の拡充を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- 「学校２０２０レガシー」の取組等を通じて、体を動かすことの楽しさの実感や運動習慣の定着化を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識、共生社会の実現に向けた意識等の醸成を図る。
- どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する。
- 「こども基本法」の施行を踏まえ、こども施策の策定等に当たっては、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるなど、本法律の趣旨に基づく取組を推進する。

基本方針３ 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 学校や地域を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、学校・家庭・地域の連携・協働と役割分担により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える持続可能な仕組みを構築することが求められている。
- 学校教育の更なる充実に向けて、教員業務の見直しや教員の意識改革、人員体制の確保、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に専念できる環境整備等、学校の働き方改革に取り組む必要がある。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、

学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。

- 近年、子どもたちを取り巻くインターネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域が学校教育を取り巻く現状と課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組めるよう、コミュニティスクールの計画的な導入と地域学校協働本部との一体的な取組を推進する。
- 「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組を推進し、学校教育の質の維持向上や魅力ある学校づくりの実現に繋げる。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や、実践的な防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 教育人口の増減や学級編制標準の引き下げなど、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育の充実など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化への対応については、安全・安心の観点に加え、環境に配慮した計画的な施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。
- 学校における感染症対策を通じて、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育が受けられるよう、必要な支援が求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。

- 「調布市学校施設整備方針」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。また、施設の建て替えなどに当たっては、ユニバーサルデザインの観点に加え、省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設整備を検討する。
- 感染状況に応じた対策を講じるとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備する。

基本方針５ 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生１００年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

4 施策の点検・評価の結果

施策の点検・評価結果一覧

点検・評価の評価基準について

各施策の評価については主管課による自己評価とした。
評価に当たっては下記の評価基準に基づいてS～Dの5段階で評価した。

評価結果		成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	数値が前年度より上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	数値が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	数値が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。	

施策 1 豊かな心の育成

主要事業		事業主管課	目標達成度
1	命を大切にする教育の推進	指導室	B
2	人権教育の推進	指導室	
3	いじめの防止と対応	指導室	
4	道徳教育の推進	指導室	
5	体験活動の推進	指導室	

施策 2 確かな学力の育成

主要事業		事業主管課	目標達成度
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上, 学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進	指導室	A
7	I C T 環境の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組	指導室	
9	学校図書館の活用推進	指導室	

施策 3 健やかな体の育成

主要事業		事業主管課	目標達成度
10	体力向上への支援	指導室	A
11	食育の推進	学務課 指導室	

施策 4 個に応じたきめ細かな支援

主要事業		事業主管課	目標達成度
12	特別支援教育の推進	指導室	A
13	不登校児童・生徒への支援	指導室	
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	指導室	
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援	指導室 学務課	

施策 5 魅力ある学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	指導室	A
17	特色ある教育活動の推進	指導室 学務課	
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19	学校における働き方改革の推進	指導室 学務課 教育総務課	

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
20	食物アレルギー対策の推進	学務課 指導室	A
21	安全教育の推進	教育総務課 指導室	
22	児童・生徒の安全確保の推進	学務課 社会教育課 教育総務課 指導室	

施策 7 学校施設整備の推進			
主要事業		事業主管課	目標達成度
23	学校施設の更新	教育総務課	A
24	不足教室への対応	教育総務課	
25	安全・安心で快適な教育環境の整備	教育総務課	

施策 8 青少年の育成			
主要事業		事業主管課	目標達成度
26	家庭教育への支援	社会教育課	A
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9 生涯学習社会への対応			
主要事業		事業主管課	目標達成度
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援	社会教育課 公民館	B
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進	公民館	
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承			
主要事業		事業主管課	目標達成度
33	文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開	郷土博物館 図書館	

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	1	豊かな心の育成	施策主管 課長	指導室長 小林 力
----	---	---------	------------	--------------

1 施策のねらい(PPLAN)

一人一人の個性を大切にすることを進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

2 背景(PPLAN)

●これからの学校には、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

●令和元年度には全国のいじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても同様の結果となりました。令和2年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進化により、インターネットやテレビを介して感覚的に学ぶ「間接体験」やシミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「疑似体験」の機会が増しました。一方で、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成には、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」の機会の確保が重要とされています。

3 主要事業(PPLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
1	命を大切にする教育の推進 (指導室)	自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 (指導室)	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進します。
3	いじめの防止と対応 (指導室)	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。
4	道徳教育の推進 (指導室)	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。
5	体験活動の推進 (指導室)	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (ブラッケット)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 上段：小学生、下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	100%	95.6%	95.3%	95.3%	-	-
	100%	95.6%	93.9%	94.7%	-	-

評価結果		評価理由
B	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○中学生職場体験事業や移動教室等の体験活動の実施に加え、児童・生徒の普通救命講習や教員の上級救命講習の実施、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた校内の情報共有や関係機関との連携、人権・道徳教育の取組等を通じて、豊かな心の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、豊かな心の育成を推進するための様々な取組を通じて、中学生の数値を前年度より上昇させることができたが、小学生・中学生ともに、基準値を上回ることができなかったため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
1	命を大切にす る教育の推進 (指導室)	○自助・共助・公助の意識を醸成する「命」の授業 ・各校において「命」の授業を実施するに当たり、国や東京都教育委員会の指導資料を周知し、全児童・生徒に対して、自助・共助・公助に関する意識の醸成に努めた。 ○「調布市防災教育の日(4月)」や「いのちと心の教育月間(12月)」では、自他の生命を大切にする ことや、他者との違いを理解し、認め合うことの重要性について考える授業を実施した。また、これら保護 者や地域に対し公開することで、理解・啓発を図る取組を推進した。 ○SOSの出し方教育の実施 ・長期休み前及び休み明けに、児童・生徒が相談できる環境を整備するとともに、学校が児童・生徒に対し て自殺予防に関する知識を身に付けさせることができるよう、SOSの出し方に関する教育の指導の充実に 向けた支援を行った。 ○児童・生徒に対する救命講習の実施 ・小学校第6学年(1,769人)、中学校第3学年(1,341人)が、心肺蘇生やAED、異物除去、 止血法などを身に付けることができた。 ○教員に対する上級救命講習の実施 ・新規168人、更新54人の教員が受講した。 ・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制を構築した。 ○応急手当普及員講習の実施 ・新規8人、更新12人の教員が受講した。 ・全小・中学校で各校2人の教員が応急手当普及員の資格を保有したことで、救命救急に関する知識を児 童・生徒及び教員に還元する体制を維持した。
2	人権教育の推 進 (指導室)	○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 ・学校に対して、いじめに関する授業を年間3回実施(いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に掲げる 重大事態に関する研修を含む)するよう指導し、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない人権侵害 であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図るよう周知した。 ・「人権教育プログラム(令和6年3月東京都教育委員会)」及び「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】 (令和3年2月東京都教育委員会)」を活用した校内研修を全小・中学校で実施した。 ○人権に配慮した指導の充実 ・指導室訪問や指導主事の小・中学校訪問の際に、人権に配慮した指導に係る助言を行った。その際に、東 京都教育委員会作成の「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」や東京都教職員研修センター作成の「止めよう 差別の感染 広げよう感謝の心」を活用した指導を行った。 ・人権教育推進委員会を年間で3回実施した。第1回は、人権教育の考え方や「人権教育プログラム(令和 6年3月東京都教育委員会)」の変更点を中心に説明を行い、自校の人権教育の課題や今年度の取組につい て考える機会とした。第2回は、講師を招聘し、持続可能な社会ESD、SDGsについての視点から、人権教 育課題解決に向けた、学校教育における取組について研修を実施した。第3回は、人権尊重教育推進校の成 果を共有した。
3	いじめの防止 と対応 (指導室)	○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 ・学識を有する者、法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を開催し、いじめの 早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに、協議内容を校長会で共有した(年1 回)。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制の充実等 ・いじめの認知の考え方、関係機関との連携等について、生活指導主任会で共有した(年3回)。 ・学校は、年3回の「ふれあい月間(東京都6月・11月、調布市2月)」にいじめに関する指導を行うと ともに、いじめに関する研修を年2回以上実施した。市教育委員会は、いじめの現状や解消に向けた取組に ついて、校長会及び副校長連絡会で共有した。 ・関係機関(東京西法務少年支援センター)が実施する、いじめ等の影響や児童・生徒を取り巻く環境に関 する研修を、小・中学校全校の生活指導主任とスクールカウンセラーが受講した。 ・スクールカウンセラー連絡会において、小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑 な支援につなげた。 ・東京都が示す、いじめに関する相談先の一覧表を新規で作成し、保護者や児童・生徒へ広く周知すること で、いじめ・児童虐待の未然防止に努めた。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、対応が必要な要保護児童・生徒の実態に即した支援を行っ た。
4	道徳教育の推 進 (指導室)	○小・中学校全校における道徳授業地区公開講座(東京都教育委員会事業)の実施 ○「特別の教科 道徳」の充実 ・児童・生徒が、自己の考えをもち、交流することで、考えを広げたり、深めたりできるよう、対話などの 協働的な活動を取り入れ授業改善を行うよう指導・助言を行った。 ・児童・生徒用端末を活用し、全員の考えをモニターに映すなどして、考えの共有や自己の考えの再構築を 促す学習活動を通じて、自分事として考えを深め、判断し、表現する力の育成に取り組んだ。 ・指導室訪問や校内研修等において、適正な道徳科の評価について指導・助言を行った。
5	体験活動の推 進 (指導室)	○様々な体験活動を通じた児童・生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会の創出 ○小学校第5学年を対象としたハケ岳移動教室、小学校第6学年を対象とした日光移動教室、中学校第1学 年を対象とした木島平移動教室及び中学校第3学年を対象とした修学旅行は予定通り実施し、他の地域の自 然や文化に触れる体験等を通して、豊かな心と体を育成した。 ○中学校第2学年を対象とした職場体験を実施した。また、キャリア教育のより一層の充実に向けて、年間 指導計画の改善について、指導を継続した。 ・環境教育の推進(多摩川を利用した自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学)

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
1	命を大切に する教育の推進 (指導室)	○命の教育の充実 ・引き続き、「命」の授業や「いのちと心の教育」月間に計画的に取り組むとともに、取組の質の向上に向けて校長会、副校長連絡会等を通じて指導を行っていく。 ○児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の充実を図る。 ○児童・生徒のいじめへの正しい理解の促進 ・成果指標である「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童・生徒については、個々の状況を把握したうえで、個別指導を促す。 ・引き続き、法の定義に基づいたいじめの認知が行えるよう、指導を行う。 ○教職員を対象としたいじめに係る研修の充実 ・いじめに係る内容の校内研修を確実に実施し、教職員のいじめに対する正しい理解、校内体制の構築、組織的な対応の強化を行う。 ○児童・生徒のいじめ、不登校等の課題への対応 ・児童・生徒理解を軸とした指導の徹底を行う。 ・学校の対応力強化が図られるよう、校長会等を通じて指導・助言を行う。 ○SOSの出し方教育の充実 ・悩みや不安などを相談できる体制を充実させるとともに、SOSの出し方教育を特別活動(学級活動)や体育・保健体育の不安やストレス等への対処など、各校の教育課程に位置付けさせ、学校が意図的・計画的に実施できるようにする。 ○性犯罪・性暴力から身を守る教育の充実 ・文部科学省から出されている「生命の安全教育」の教材を活用した授業について、教育課程に位置付けさせ、学校が計画的に実施できるようにする。 ○普通救命講習の促進 ・児童・生徒への普通救命講習の受講を引き続き推進する。 ○上級救命講習・応急手当普及員の促進 ・教員の応急手当普及員を各学校最低1人以上配置できるよう講習会の調整を行うほか、応急手当普及員集合研修を実施し、普及員が教職員向けの校内研修を効果的に進められるようにする。また、新規及び更新対象の全ての教員に対して、上級救命講習を実施する。
2	人権教育の推進 (指導室)	○人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 ・「インターネットによる人権侵害」や「性同一性障害などの性に関する教育」などの多様な人権課題について指導の充実を図り、人権意識の向上を図る。 ・中堅教員資質向上研修などの研修を通して、人権教育の普及・啓発ができる人材育成を行う。 ・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒理解に即した指導の徹底を図る。 ・指導室や指導主事の学校訪問における人権に配慮した視点の指導・助言の実施(東京都教育委員会作成の人権教育プログラムの活用) ・偏見、差別、いじめが起こらないよう、様々な教育活動において、引き続き人権教育を推進していく。
3	いじめの防止 と対応 (指導室)	○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 ・いじめの早期発見・早期解決に向けた協議を継続的に行う。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制の強化 ・学校がいじめに係る事案を迅速に把握し、対応できるよう、校長会や副校長連絡会、生活指導主任会において情報共有及び研修を実施する。 ・人権週間及びふれあい月間等を活用した、いじめの未然防止の取組強化を図る。中学校区の中で、小学校及び中学校が連携した取組が実施できるよう支援する。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・要保護児童等に関する対応については、引き続き、すこやか等の関係機関と連携を図り、現認の有無の確認を必ず行うとともに、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。
4	道徳教育の推進 (指導室)	○「特別の教科 道徳」における指導と評価の一体化の推進 ・初任者研修、2・3年次研修等の若手教員育成研修の機会を通じて、指導と評価の一体化が図られるよう、指導を行う。 ・指導室訪問を通じた指導・助言の充実を図る。 ○1人1台端末を活用した授業の充実 ・1人1台端末を活用した道徳科の授業の充実について、調小研や調中研と連携し、研究の推進を図る。 ○学校教育全体で育む豊かな心 ・道徳科の授業と教科等の指導や生活指導を往還させながら、学校教育全体で、豊かな心の育成の充実を図る。 ○東京都教育委員会作成の指導資料を活用した道徳授業地区公開講座の全校実施 ・意見交換会の形式の工夫(リモート・動画視聴・アンケート形式等) ・DVD「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」、教員用リーフレット「学校・家庭・地域が一体となって子供たちの心を育むために」等を活用する。 ・東京都教職員研修センター発行の「道徳校内研修ノート」の周知を図り、校内研修において活用できるよう指導・助言を行う。 ・自尊感情測定尺度(東京都版)の評価シートを活用した教育活動の充実を図る。
5	体験活動の推進 (指導室)	○小学校第5学年を対象とする八ヶ岳移動教室(2泊3日) ○小学校第6学年を対象とする日光移動教室(2泊3日) ○中学校第1学年を対象とする八ヶ岳スキー教室(2泊3日) ○中学校第3学年を対象とする修学旅行の実施(2泊3日) ○特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施(1泊2日) ○連合音楽会(小学校第5学年) ○小学校第6学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第2学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第2学年を対象とする職場体験(3日間) ○環境教育の推進(野川クリーン作戦、多摩川を利用した生態系の観察などの自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学) ○スポーツ振興課、調布市スポーツ協会と連携した小・中学生ジュニア陸上体験教室の実施(各1回) ○一流アスリートが所属する地域の陸上クラブによる陸上出前授業(小・中学校)

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	2	確かな学力の育成	施策主管 課長	指導室長 小林 力
----	---	----------	------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

2 背景(PLAN)

●平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に関わった教育課程」を重視することとされ、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。

●令和3年1月に中央教育審議会における答申において、Society 5.0時代、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。

●新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現し、調布市においても、教育活動の様々な場面で利活用を推進するほか、夏季休業期間延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。 また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に努めます。
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	ICT環境の整備・充実によりICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ること、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。 また、外国語指導助手(ALT)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	各学校に配置している学校司書による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (7年策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段:小学生, 下段:中学生	7pt	4pt	3pt	3pt	-	-
	7pt	5pt	3pt	7pt	-	-
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値 上段:小学生, 下段:中学生	90.0%	77.1%	76.7%	78.5%	-	-
	90.0%	77.0%	78.1%	81.9%	-	-

評価結果	評価理由
A S A B C D	○小中連携教育、学校2020レガシー、日本語指導教室、学校図書館の運営等の取組を充実することができたことに加え、小・中学校用教育情報システムの更新によるICT機器の更なる活用促進を通じて、確かな学力の育成の取組を推進できたため。 ○成果指標については、全国学力・学習調査における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数については中学生が目標値に到達し、「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合は、前年度から上昇し、基準値を上回ることができたため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上, 学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施 ・各習熟度別学級における指導方法や教材に関する工夫について, 指導室職員が訪問する等の対応により指導した。 ・算数少人数指導講師を市立小学校20校に継続配置した。 ○学習評価の充実 ・3観点の学習評価について, 校内研修等による指導を実施した。「主体的に学習に取り組む態度」の観点については, 更なる充実に向けた検討を進めた。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・小中連携については, 学習面だけではなく, 不登校の未然防止に向けた取組について, 中学校区単位で情報交換を行った。 ・小中連携教育在り方検証委員会を設置し, これからの小中連携の在り方や調布市小中連携教育の日の設定について検討した。協議した内容を通信(「小中連携教育の有実に向けて」)としてまとめ, 全教職員に配布し, 小中連携の必要性の理解促進を図った。 ・幼保小連携推進協議会及び分科会等を通じて, 関係幼稚園・保育園と小学校が就学する園児の情報を共有し, 就学後の指導等につなげるなど, 幼保小連携に取り組んだ。 ○地域学校協働本部における学習活動支援の取組 ・放課後学習教室, 授業補助等により, 学習課題の改善に取り組んだ。 ○科学センターの事業実施 ・市立小学校第5・6学年児童を対象とし, 全10回(延べ278人)の科学をテーマにした実験教室を実施した。 ○日本語指導の充実 ・海外から帰国した児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち, 日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週2回程度(全79回)実施し, 延べ1,444人の児童・生徒が参加した。 ・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常生活語等, 基本的な日本語を指導する日本語指導臨時講師を学校に派遣し, 24人の児童・生徒に対する指導を実施した。 ○授業改善に向けた取組 ・指導室訪問等の機会において, 一人一台湾末を活用した授業改善の視点で指導・助言を行い, 学校の好事例を共有した。
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	○小・中学校用教育情報システムの更新 ・令和6年8月に小・中学校全校において, 教員が使用する端末やサーバー等のネットワーク機器を更新した。更新に当たっては, これまで学校に設置していた学習系サーバーをクラウド化するほか, 昨今のサイバー攻撃の活発化等を踏まえたセキュリティ機能の向上等を通じて, ICT機器の更なる活用促進に繋げた。 ○ICT機器の整備及び活用促進 ・普通教室の増加に伴い, 固定式プロジェクターセット(固定式プロジェクター, 無線AP, マグネットスクリーン)を追加で整備し, ICT環境の充実を図った。 ・教員用端末, 教室のICT機器及び児童・生徒1人1台湾末のさらなる利活用促進に向け, ICT支援員による学校訪問型の研修を実施した。また, 各種使用マニュアルの整備等, 学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施した。 ○校務支援システムの運用 ・令和2年度から稼働を開始した校務支援システムについて, さらなる利用の定着及び活用支援として, システム研修である「新任・転任者研修会」, 「年次更新研修」を実施した。 ○各小・中学校における端末の活用率実態調査 ・教員の授業時における端末活用状況調査を毎月1回実施し, 活用率の向上に向けた検討を進めた。 ・児童・生徒一人一台湾末について, データ通信量や学習支援ソフトのログイン回数に基づいた活用状況調査を毎月1回実施し, 活用率の向上に向けた検討を進めた。 ○ICT教育推進委員会における情報共有 ・各学校における効果的なICT機器の活用方法等について教員の理解を深め, ICT機器を活用した授業力を高めることを目的に, 全3回開催し, 授業におけるICT活用事例の共有方法について検討したほか, 各校における情報モラル教育の取組等についても共有した。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	○英語教育推進委員会における研究等の推進 ・各小・中学校の代表教員が小学校英語専科教員の授業を参観する研修を通じ, 指導方法の共有や指導力の改善, 研鑽に努めた。 ○グローバルな人材の育成 ・外国語指導助手(ALT)を活用した授業を小・中学校全校で実施し, 豊かな国際感覚やコミュニケーション能力の育成を図った。 ・中学校第2学年が体験型英語学習施設(TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS)を活用し, 英語を養う楽しさや必要性を体感することで, 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養った。 ○学校2020レガシー教育の充実 ・オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を中心に合計5つの資質を, 学校2020レガシーとして, 各校の特色ある教育活動を通じて継承する取組を引き続き実施した。 ・オリンピックやパラリンピック等を招聘し, 走り方の基礎・基本及びトレーニング方法等, 脚力の向上を目指したジュニア陸上体験教室を実施した。 ・日本財団パラスポーツサポートセンターによる「あすチャレ!スクール」を5校の小・中学校で実施した。ゴールボールをテーマに講師による体験プログラムや講演を通して, 障害への理解を深め, 夢や希望をもつことの大切さを学んだ。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	○学校図書館の活用 ・学校図書館を運営し, 児童・生徒が図書に触れる機会を確保した。 ・各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき, 学校司書と図書主任が連携を図りながら, 学校図書館活用に向けた取組を推進した。 ○学校図書館運営連絡協議会の開催 ・学校図書館運営連絡協議会を1回開催し, 学校司書と図書主任の連携促進を図った。 ・学校司書連絡会を3回開催し, 必要な情報の共有や協議を行った。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い, 日ごろから団体貸出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど, 市立図書館と連携した読書活動を推進した。 ○読書活動の推進 ・小・中学校全校の学校司書が連携し, ブックリスト「本のたからばこ」(小学校), 「ほんとのであい」(中学校)を作成するなど読書活動を推進した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進 ・個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して、校長が講義・演習を実施する。 ○長期欠席等の児童・生徒に対する学習保障 ・1人1台端末を活用した授業について、指導方法及び端末等環境の両面から最適な方法の確立を目指し、引き続き各小・中学校と連携して取り組む。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・小学校入学後において、教員が児童の実態に応じた指導ができるよう、幼稚園・保育園関係者と懇談会等を行い、状況把握に努める。 ・5月1日を調布市小中連携教育の日と位置付け、中学校区の学校が一堂に会して、児童・生徒の実態に関しての情報交換を行う。年間2回以上の取組日を設定して実施する。 ○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組 ・地域人材等を活用した放課後学習教室や授業補助を行うことで、児童・生徒の学習支援の充実を図る。 ○少人数指導講師の配置、科学センターの運営等による理数教育の充実 ・児童・生徒個々の学習課題に対応できるよう全学年において少人数学習を推進する。 ・科学センター事業は、令和6年度に引き続き、運営業務を委託し、より効果的で魅力ある講座を展開する。 ○日本語指導の充実 ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。 ※令和の日本型学校教育とは、学校教育が直面している課題を解決するため、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、さらに発展させ、新しい時代の学校教育の実現を目指していくこと（文部科学省資料要約）。
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	○環境整備 ・導入から5年が経過する児童・生徒用端末について、全台一斉に更新を実施する。更新に際しては、予備機の台数を拡充することで、端末故障時対応の円滑化やICTを活用した指導の充実を図る。 ・増加する教室へ固定式プロジェクターセット（固定式プロジェクター、無線LANアクセスポイント、マグネットスクリーン）の追加整備を行うほか、耐用年数が超過したプロジェクターについて順次更新を開始し、ICT環境の充実を図る。 ○利活用促進 ・ICT支援員の配置を拡充し、各学校のニーズに合わせた授業支援及び校内研修、教員、児童・生徒の端末やクラウドサービスの利用状況を校長会等を通じて周知することにより、教員のICTを活用した指導力の向上に資する取組を推進する。 ○情報モラル教育の推進 ・クラウドサービスを活用するに当たり、ルールやマナーなど、情報モラル教育の充実を図る。 ・一人一台端末の課題のある活用方法について把握するとともに、適時、各学校と共有し、児童・生徒が課題について考える機会の充実を図る。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	○外国語指導助手（ALT）を活用した授業実践の充実 ・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において、教員が作成した指導計画を基に、ALTの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導の充実を図る。 ○中学校第2学年が体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）を活用し、英語を使用する楽しさや必要性を体感することで、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養う。 ○学校2020レガシー（オリンピック・パラリンピック教育）の推進 ・5つの資質のうち「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を重視して「学校2020レガシー」として、各校特色ある教育活動を展開するよう指導・助言を行う。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	○各学校の学校図書館運営体制の整備 ・学校図書館運営連絡協議会で情報共有を図りながら、各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき学校図書館の活用を推進する。 ○学校司書の資質・能力の向上及び図書主任との連携 ・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう、資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに、図書主任との連携による学校図書館の体制を整備する。 ・各校において学校図書館マニュアルに基づき、図書主任の主導による学校図書館の活用を推進する。 ○図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動を推進し、調べ学習や団体貸し出し、図書館ガイダンスを利用するなど、図書館との連携を推進する。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	3	健やかな体の育成	施策主管 課長	指導室長 小林 力
----	---	----------	------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

健康の保持増進、体力の向上や食育の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

2 背景(PLAN)

●「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。

●子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づくことも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。また、体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。

令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下や怪我が増加傾向にあるため、体育の授業改善のみならず、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。

●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくこと等を見据えて、東京都教育委員会は令和4年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。調布市は、具体的な取組の一つであるTokyoスポーツライフ推進指定地区に令和4年度の指定を受けており、地域や関係機関と連携しながら、児童・生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが重要となります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
10	体力向上への支援 (指導室)	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む。）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。 また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。
11	食育の推進 (学務課、指導室)	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。 また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段：小学生、下段：中学生	東京都の平均値を上回る	▲3.7pt 1.8pt	▲1.3pt 5.8pt	▲3.3pt 8.2pt	- -	- -
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査 上段：小学生（上段男 下段女） 下段：中学生（上段男 下段女）	75.0% 75.0%	69.8% 62.5%	67.0% 61.6%	73.4% 64.9%	- -	- -
	70.0% 70.0%	61.3% 56.9%	62.9% 61.2%	68.9% 57.0%	- -	- -

評価結果	評価理由
A S A B C D	○各学校において、一流アスリートを指導者とした出前講座やプロスポーツ選手との交流授業を通じた、体力向上に関する取組や、食育推進連絡協議会を通じて、学校間の取組を共有するなど、食育に関する取組を通じて、健やかな体の育成を推進することができたため。 ○成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、中学校は、目標値である東京都の平均値を大幅に上回り、小学校においても基準値を上回ることができた。また、体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合においても、前年度から上昇し、基準値を上回ることができたため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
10	体力向上への支援 (指導室)	○一校一取組・一学級一実践 ・各小・中学校が体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、毎日・週1回程度等の期間を設定したうえで取組を推進した。 ○体力向上事業の実施 ・一流アスリートを指導者として、ハードル走、走り高跳びなど、各学校が希望した種目で学校への出前授業を行うとともに教員向けの指導方法の研修を行った。また、FC東京(サッカー)、読売ジャイアンツ(野球)、東芝ブレイブルーパス東京(ラグビー)などのプロスポーツチームの選手との交流を通して、体力・運動能力の向上を図るとともにスポーツの魅力を伝える取組を行った。 ・ジュニア陸上体験教室を実施し、走り方の基礎・基本及びトレーニング方法の指導を受けた。また、調布市スポーツ協会、スポーツ振興課との連携により、小学校第4学年以上を対象とした小学生タグラグビー大会を開催した。 ・小学校10校を対象に、日本ブラインドサッカー協会による「スポ育」事業を実施し、障害者理解の促進を行った。 ○体力向上検討委員会を活用した教育活動における体力向上の実現 ・年間2回の体力向上検討委員会を開催し、学校で取り組める体力向上施策について検討した。取組事例を各学校へ周知するなど、次年度の教育課程に反映させた。 ○地域学校協働本部事業 ・地域学校協働本部の事業を活用し、部活動外部指導員を中学校全校の部活動で活用した。
11	食育の推進 (学務課, 指導室)	○学校における食育の実践 ・小・中学校全校において、食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づく指導を行った。 ・給食食材の観察や皮むき等の体験、食材を生産している農家の見学など、地場農産物を活用した学習活動を実施した。 ・小学校の教職員向け「調布市食物アレルギーに関する指導の充実 指導資料(平成31年4月改訂版)」に基づき、各小学校で1、2学期に食物アレルギーに関する指導を行った。 ・調布市食育推進基本計画に基づき、「給食だより」を通じ、家庭と連携した食育に理解を深める取組とともに、食育月間(6月)及び学校給食週間には、学校給食で日本各地の郷土料理や世界の料理を提供し、食文化の継承について啓発を行った。 ○食育推進事業の実施 ・11月に開催された「農業まつり」では、「S&A」の取組の紹介及び地場農産物を使用した学校給食のレシピの配布を行った。 ・親子料理教室「木島平村産の野菜をたくさん使った給食のメニューを作ろう」(対面での実習及び動画配信)を実施した。 ・食育講演会「おいしく 楽しく 健康に!」(6月29日)を実施した。 ・食育推進連絡協議会を年間2回開催し、学校間の取組事例の共有を図った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
10	体力向上への支援 (指導室)	○資質・能力の育成を目指した授業改善 ・東京都児童・生徒体力、運動能力、生活・運動習慣等調査の結果分析を行い、学校が取り組む体力向上に関する取組の効果検証を行ったうえで、体育授業の改善を含めた体力向上施策の充実を図る。 ・授業以外でも自主的に運動の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進める。 ○多様な主体と連携した体力向上事業の実施 ・小・中学生ジュニア陸上体験教室をそれぞれ年1回、調布市スポーツ協会、スポーツ振興課との共催で実施する。 ・プロアスリートが所属する地域の陸上クラブ等と連携し、陸上出前授業を実施する。 ・スポーツ振興課との連携による、プロスポーツチームの学校訪問を通じて、児童・生徒がスポーツの魅力に触れる機会を創出する。 ・教員の体育授業における指導力向上を目指し、実技研究の充実を図る。 ・児童・生徒の身体活動量の増加を図り、健康保持・増進及び体力向上につなげる取組として、「ちょこブラ1調布」を全小・中学校で実施する。 ○地域学校協働本部事業の活用 ・水泳指導補助員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進し、基礎体力の向上及び専門的技能的習得を図る。
11	食育の推進 (学務課, 指導室)	○学校における食育の実践 ・各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに、「S&A」を通じ地場農産物を給食で使用するなど、学校と市内農家の連携した取組を推進する。 ・食器・食具の充実に向けて、給食室の改修工事に伴い、環境を整備しながら、段階的にフォークの導入を進める。 ・令和7年度は、市制施行70周年及び木島平村との姉妹都市盟約締結40周年を記念した献立を通して、市制及び姉妹都市について理解を深める機会を提供する。 ○食育推進事業の実施 ・親子料理教室の実施 ・組織横断的に連携を図り、食育講演会を実施することで、市民への食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。 ・食育推進連絡協議会を年間2回開催し、学校間の情報交換を行うとともに好事例の共有を図る。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	4	個に応じたきめ細かな支援	施策主管 課長	指導室長 小林 力
----	---	--------------	------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

2 背景(PLAN)

●共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。

●調布市では、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備充実などが求められています。

●被虐待児や家庭内で年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーなど、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、必要な支援につなげることが求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
12	特別支援教育の推進 (指導室)	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。
13	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 (指導室)	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 (指導室、学務課)	経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率 上段：小学生、下段：中学生		100%	88.9%	93.4%	96.3%	-	-
		100%	69.0%	99.6%	100.0%	-	-
評価結果		評価理由					
A	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○市立小・中学校の全教員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施、中学校を拠点としたスクールソーシャルワーカーの全校配置、中学生を対象とした教育支援センター（適応指導教室）の開設に向けた検討など、個に応じたきめ細かな支援につながる取組を推進することができたため。 ○成果指標については、小・中学校ともに前年度より上昇し、基準値を上回り、特に中学校においては、目標値を達成することができたため。					
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。						
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。						
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。						
	D 実施した取組において成果が得られなかった。						

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
12	特別支援教育 の推進 (指導室)	○第2期調布市特別支援教育推進計画の取組推進と2年次の検証 ・調布市特別支援教育検討委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、改善策を検討した。 ○小・中学校における特別支援教育の充実 ・専門性向上のため、小・中学校全校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施した。また、校内通級教室担当全教員対象研修(全2回事例研修)や特別支援教育に係る専門性向上研修を実施した。 ・全教員を対象とした特別支援教育に関する動画研修を実施した。 ○外部機関との連携 ・放課後等デイサービス事業所との連携に係る計画に基づき、都立調布特別支援学校、障害福祉課、放課後等デイサービス事業所との連携を実施した。 ○幼・保・小連携の支援 ・個に応じた支援の充実を図るため、就学支援シート等を活用し、配慮が必要な児童の支援に取り組んだ(就学支援シートの提出率:調布市立全小学校新入生の14.1%。(前年度比1.2ポイント減))。 ○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実 ・都立調布特別支援学校をはじめ関係機関と連携を図り、自閉症児のケース会議や若手教員育成研修会を開催した。 ・タブレットを利用したデジ教科書の利用を促進し、発達障害の児童・生徒に対する支援の充実に取り組んだ。
13	不登校児童・ 生徒への支援 (指導室)	○調布市不登校児童・生徒への支援プランの取組推進と1年次の検証 ・調布市不登校児童・生徒への支援プランの進捗管理を目的に実施する、調布市不登校施策に係る検討委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、改善策を検討した。 ・中学生を対象とした教育支援センター(適応指導教室)の新規設置に向けた取組を開始した。 ○「太陽の子」における教育環境及び入退室手続きの適切な運用 ・個別課題活動やグループ活動など児童一人一人の指導計画に基づき、きめ細かな対応を行うとともに、入退室に係る手続きを適切に実施した。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業(国立教育政策研究所)」の取組を継続し、「居場所づくり(児童・生徒が落ち着ける場づくり)」・「絆づくり(児童・生徒の主体的な活動による関係づくり)」の取組や各校の不登校対応担当教員で構成する、不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有した。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるPDCAシートの活用について、各小・中学校と共有した。 ・小中連携の組織的取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中1ギャップによる不登校の抑制を図った。 ・ステップルームなど、校内別室(校内教育支援センター)の充実させた。 (令和6年度末時点 計22校(小学校14校・中学校8校)) ○学校に行きづらい子どもとその保護者への支援 ・小学校第1～3学年とその保護者を対象に「表現あそび」事業を2回開催し、実技体験プログラムや保護者同士のグループトークを行い、小学生6人とその保護者が参加した。 ○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施 ・年齢の近い大学生との交流事業を継続したことで、不登校の児童・生徒に対する、相談体制や居場所機能を確保した。 ・「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を4回開催し、心理の専門家や不登校経験のある大学生とその保護者による講演や情報提供、保護者同士のグループトークを行い、91人が参加した(前年度比4人増)。 ○教員の資質向上研修の充実 ・「太陽の子」の内覧会及び説明会を実施し、適応指導教室の役割等について理解を深める教員研修を実施した。 ○「はしうち教室」の教育課程について ・教育課程の適正な実施に向けて、継続的に指導・助言を行った。 ○不登校児童・生徒の家庭等への訪問による支援の充実 ・訪問型支援「みらい」を実施し、小学生32人、中学生25人に、家庭訪問での支援を227回、学校・公共施設での支援を378回、保護者のみの個別相談を30回行った。 ○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携 ・子ども家庭支援センター「すこやか」や子ども・若者総合支援事業「ここあ」等、市の関係部署や関係団体との連携を図り、生徒の卒業後を見据えた支援を行った。
14	個に応じたき め細かな教育 相談の充実 (指導室)	○来所相談 ・相談件数主訴別相談件数426件(前年度比40件減)、延べ5,362回(前年度比85回減)、主訴改善により123件の相談が結了した。新規相談件数60件(前年度比14件減)。 ○電話相談 ・相談件数81件(前年度比49件減)、教育相談所相談員により、幅広い悩みや不安を傾聴するとともに、解決策について共に考え、相談内容に応じた関係機関等への情報提供を行うなど早期解決に向けて支援した。 ・年2回、児童・生徒及びその保護者へすぐる(調布市学校安全・安心情報配信システム)でチラシを配信して、電話相談等の情報提供を行った。 ○就学相談 ・相談申込件数539件(前年度比38件増)、面接回数767回(前年度比2回増)、発達検査実施件数184件(前年度比33件減)、学務課等と連携し、就学先の決定のほか、個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。 ○巡回相談 ・100件(前年度比2件減)、心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し、専門的な見地から子どもの支援に関する助言を教員に行った。 ○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援 ・不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒、養育が困難な家庭等の相談を受け、学校や関係機関と連携を図り支援を行った。教育支援コーディネーターは、主訴別相談件数205件(前年度比8件増)、延べ365回(前年度比48回増)、スクールソーシャルワーカーは、主訴別相談件数365件(前年度比313件増)、延べ3,761回(前年度比1,893回増)の対応を行った。
15	様々な家庭環 境にある児 童・生徒への 支援 (指導室、 学務課)	○早期発見、早期対応における校内推進体制 ・スクールカウンセラー連絡会において、小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑な支援につなげた。 ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年及び中学校第1学年の全児童・生徒に対する面接を実施した。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。 ○スクールソーシャルワーカーによる支援 ・全ての児童・生徒、保護者に十分な支援が行き届くよう、中学校を拠点として、スクールソーシャルワーカーを全小・中学校に週1回半日以上配置した。また、スクールソーシャルワーカーを統括するチーフスクールソーシャルワーカーを1人配置した。 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携 ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」と支援の必要な家庭などの情報共有を行った。 ○就学援助制度の周知等 ・市報・市ホームページ・ちょうふの教育に就学援助制度に関する情報を掲載するとともに、学校や関係部署と連携し、児童・生徒の保護者に対し、制度案内等を配布することで制度を広く周知した。また、実際に援助が必要な時期に合わせた支給を行うため、新入学予定の保護者に対し、新入学準備金を入学前に支給した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
12	特別支援教育 の推進 (指導室)	○第2期調布市特別支援教育推進計画に基づく取組の推進 ・調布市特別支援教育検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行うとともに、当該計画に基づく取組を検討する。 ・令和7年度向けの調布市教育委員会教育課程編成重点項目に「特別支援教育における教職員の専門性及び組織対応の向上」を設定し、各学校の組織的な取組を推進する。 ・成果指標として掲げた、「通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率」の向上を図る。 ・校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合について、20%以上を維持する。 ・人的配置の充実を進め、発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備を図る。 ○教員等の専門性の向上 ・特別支援学級における教科の指導内容表を作成し、その検証を進める。 ・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員をはじめ、スクールサポーター、特別支援学級支援員及び特別支援教育コーディネーターなど、特別支援教育に係る職員を対象とした研修の充実を図る。 ・都立調布特別支援学校と連携し、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容の向上につなげる。 ○教育相談の充実と関係機関との連携 ・児童・生徒を適切にするため、学校、子ども家庭支援センターすこやか、放課後等デイサービス事業所及び保護者等との連携及び情報共有に取り組む。 ・就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合の向上を図る。 ・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに、小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。 ○ICT環境の充実 ・デジラー教科書の利用や特別支援教育に係るアプリケーションの充実を図り、児童・生徒の教育的ニーズに応じた活用を推進する。
13	不登校児童・ 生徒への支援 (指導室)	○調布市不登校児童・生徒への支援プランに基づく取組の推進 ・調布市不登校施策に係る検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行うとともに、当該計画に基づく取組を推進する。 ・中学生を対象とした教育支援センター（適応指導教室）の開設に向けた取組を推進する。 ○適応指導教室「太陽の子」の教育環境の充実 ・不登校児童に対し切れ目ない支援を行うため、学校等との連携強化を図る。 ・体験活動やせんがわ劇場と連携したワークショップを実施し、社会的自立に向けた活動の充実を図る。 ○不登校の未然防止に向けた取組の推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の取組を継続し、「居場所づくり（児童・生徒が落ち着ける場づくり）」・「絆づくり（児童・生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有する。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるPDCAシートについて、各小・中学校に活用を促す。 ・小中連携の組織的な取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中1ギャップによる不登校の抑制を図る。 ・空き教室などの状況を踏まえながら、校内別室（校内教育支援センター）の設置の拡充を図る。 ・教育委員会と学校が連携し、不登校傾向にある児童・生徒を早期に把握することで、その後の支援策につなげていく。 ○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施 ・東京学芸大学と連携し、「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続する。 ・東京学芸大学と連携し、心理・教育の専門的な見地から、保護者が一人で悩み、孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」を継続する。 ○訪問型支援「みらい」による支援の充実 ・体制強化を図り、学校内外の支援につながっていない不登校児童・生徒への支援の充実を図る。
14	個に応じたき め細かな教育 相談の充実 (指導室)	○来所相談 ・引き続き相談者に寄り添うとともに、プレイセラピー等を通じて主訴を明らかにし、状況に応じて関係部署と連携を図ることで、主訴解決につなげる。初回面談のみ、土曜日相談を引き続き月1回実施する。 ○電話相談 ・悩みや不安の早期解決を図るため、心理・教育・福祉の専門家による丁寧な対応を継続する。 ○就学相談 ・就学先決定後も個に応じた相談・支援や学校訪問を継続するとともに、相談件数の増加に対応するため、土曜日相談を引き続き月1回実施する。 ○巡回相談 ・学校からのニーズに応じ、様々な状況の児童・生徒を支援するため、新たな巡回相談員を委嘱する。また、就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。 ○教育支援コーディネーターの相談 ・学校生活における、児童・生徒の相談に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
15	様々な家庭環 境にある児 童・生徒への 支援 (指導室、 学務課)	○早期発見、早期対応における校内推進体制 ・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。 ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年の全児童と中学校第1学年の全生徒に対する面接を継続して実施する。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・要保護児童等に関する対応については、引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。 ○スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒、家庭への支援の充実 ・全ての学校の児童・生徒、保護者に十分な支援が行き届くよう、全小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置を週1日以上に拡充し、関係機関と連携しながら、様々な家庭環境にある児童・生徒への支援の充実を図る。 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携、情報交換、中学校卒業生への周知の継続 ○就学援助制度の適切な運用の継続 ・支援を必要とする全ての方が申請できるよう、広く制度を周知する。 ・新入学準備金の入学前の支給を継続する。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	5	魅力ある学校づくりの推進	施策主管 課長	指導室長 小林 力
----	---	--------------	------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。そうした状況の中で、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に関わった教育課程」の実現が必要とされています。調布市では、令和3年度に地域学校協働本部の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働の観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入が必要とされています。

●教育活動の直接の担い手である教員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童・生徒一人一人の状況を捉え、他の教員や関係機関と連携しつつ、個に応じた指導を実践する指導力が求められています。また、豊かな人間性や人権意識を備えるとともに、学校・教職の意義や社会的役割・服務等を理解しつつ、保護者・地域住民等との協働関係を構築する資質・能力が求められているため、研修の充実等を通じて、教員の指導力、資質・能力の向上に向けた取組が重要となっています。

●近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」を策定し、校務支援システム、出退勤システムの導入・活用、副校長補佐の配置などの人的支援等、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員業務の見直し、人員体制の確保等の働き方改革を進めることで、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組む必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	農業体験、環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識のさらなる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	令和5年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティ・スクールの導入校数		28校 (市立小・中学校全校)	未設置	3校	15校	-	-
評価結果		評価理由					
A	S	○新たに12校(第二小学校、滝坂小学校、石原小学校、緑ヶ丘小学校、多摩川小学校、杉森小学校、柏野小学校、国領小学校、布田小学校、調布中学校、神代中学校、第七中学校)において、コミュニティ・スクールの導入したほか、「中学校学校選択制に関する検証報告書」の作成、「調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定などを通じて、魅力ある学校づくりを推進することができたため。 ○成果指標については、令和8年度の小・中学校全校にコミュニティ・スクールの導入する目標に向けて、新たに12校に学校運営協議会を設置することができたため。					
	A						
	B						
	C						
	D						

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	○地域学校協働本部事業における統括コーディネーターの配置 - 各学校の地域コーディネーターの育成や事業運営に関するアドバイスを行うため、引き続き、指導室に統括コーディネーターを配置した。 ○地域学校協働本部の運営 - 地域学校協働本部について、学校で学習支援員をはじめとした地域人材の活用を図ることができた。 - 学校が地域学校協働本部を円滑に運営できるよう、学校の管理職、地域コーディネーターへの助言や支援等を行った。 - 学校に対し、地域学校協働本部の活動内容について、保護者や地域へ広く周知するための広報誌の作成や学校ホームページへの掲載を助言した。 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組 - 令和6年度は、新たに12校（第二小学校、滝坂小学校、石原小学校、緑ヶ丘小学校、多摩川小学校、杉森小学校、柏野小学校、国領小学校、布田小学校、調布中学校、神代中学校、第七中学校）において学校運営協議会を設置した。 - 主に令和7年度導入校の教員や学校運営協議会委員候補者を対象とした研修会を開催し、制度の理解促進等を図った。 ○東京都主催のフォーラムへの参加 - 統括コーディネーターや事業担当者が積極的に東京都主催のフォーラムや担当者会議に参加し、他自治体の担当者等と情報交換を行った。 ○学校評議員・学校関係者評価委員による学校経営の充実 - 各学校において、学校評議員会・学校関係者評価委員会を開催し、経営目標と具体的な取組について共有するとともに、取組状況について関係者に意見を伺いながら学校経営の充実につなげた。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	○特色ある教育活動の充実 - 小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校の特色ある教育活動の充実につなげた（小学校：環境美化活動、体力向上活動、SDGs、校庭芝生を活用した健康保持、心と体の健康づくり、読書活動、外国語教育、特別支援教育、周年事業／中学校：ボランティアネットワーク（地域人材の活用）、学習環境の整備、主体的な学びの実現など）。 ○中学校学校選択制 - 児童及び保護者が各学校の情報を把握できるよう、9月～10月に各中学校が実施する学校説明会の日程を市ホームページで周知した。参加できなかった保護者に対しては、各中学校が資料の配布や学校ホームページへの掲載を通じて、内容の周知に努めた。 - 児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している、小学生向けの学校案内（全8校分）を小学校第6学年の全家庭に配布した。また、早期の制度周知を図るため、小学校第5学年向けの制度案内チラシを作成し、小学校第5学年の児童に配布した。 - 学校選択制を希望した全ての新入生の入学を決定したことで、個性の伸長を支援することができた。 「中学校学校選択制に関する検証報告書」を作成したことで、児童・生徒とその保護者、教職員へのアンケート調査を通じたニーズや現状把握、有識者からの助言を踏まえた検証などを通じて、今後も継続的に制度を運用していく方向性を整理することができた。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	○「授業改善推進プラン」に基づく取組 - 各学校の学校経営計画を踏まえたうえで、各教科において育成したい資質・能力を明確にすること、及び指導と評価の一体化を図るための授業改善について定期的な学校訪問時や校内研修の際に、実際に授業を観察し指導・助言した。 ○定期的な学校訪問 - 年間14校行う指導室訪問の際に、各学校のICT機器を活用した実践例等を把握し、小・中学校に好事例を共有できるようにした。 - 指導主事等が初任者教員をはじめとした若手教員の授業を積極的に参観し、授業力の6要素の観点（使命感、児童・生徒理解等）から指導・助言した。 - 年間5回の生活指導主任会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒の多様性に係る適切な理解を図った。 ○年3回の人権教育推進委員会の充実 - 人権教育の視点から東京都教育委員会が作成した教材を活用し、新型コロナウイルス感染者に対する偏見・差別の防止に関する指導・助言を行った。8月には中堅教諭等資質向上研修として人権教育の集合研修を実施し、教員の人権教育に資する指導力向上に努めた。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 - 昨年度に引き続き、電子化した出勤簿等による、教職員の在校時間の把握を行った。教員の令和6年度の時間外在校時間は、令和5年度と比較して横ばいであったが、各校長との意見交換の際に、この間の人的支援等の取組により、教員が児童・生徒に向き合う時間が確保しやすくなった状況が確認できた。 - 小・中学校全校の一斉閉校日及び夏季休業期間を原則統一し、引き続き長期休業中に休暇を取得しやすい環境を整備した。 - 小学校全校に、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置したことに加え、スクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐を継続配置した。また、学校の要望に応じて部活動指導員を増員することで、学校への人的支援を行い、教員の負担軽減及び学校教育の質の維持向上を図った。 - 教員の健康保持のため、長時間労働教員及び強いストレスを感じている教員を対象に医師による面接指導を実施した。 ○調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に向けた取組の推進 - 生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保及び教員の負担軽減を目的とし、市の実態に合った市立中学校部活動の地域連携・地域移行を実現するため、「調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定するとともに、合同部活動や地域クラブ活動のトライアル事業を実施した。 ○校務改善の推進 - 令和2年度から稼働を開始した校務支援システムについて、さらなる利用の定着及び活用支援として、システム研修である「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」を実施した。 ○給食費等の管理の効率化 - 学校徴収金（給食費及び教材費）の管理についてアウトソーシングを活用し、帳票類の作成等に係る教職員の事務負担の軽減に努めた。また、事務職員と連携し、効果的な運用について検討を行った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	○地域学校協働本部推進委員会、管理職連絡会、地域コーディネーター連絡会の定期的な開催 ・管理職や地域コーディネーター同士の情報共有を図ることで、事業の更なる活性化につなげる。 ・統括コーディネーターが学校を訪問し、指導・助言することで地域学校協働本部の円滑な運営を支援していく。 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進 ・令和7年度は、新たに13校において学校運営協議会を設置し、本年度をもって小・中学校全校への設置を完了する。 ・小・中学校全校に設置した地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進により、教育活動の更なる充実や活性化を図る。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	○特色ある教育活動の充実 ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校が特色ある教育活動を推進するための支援を行う。 ○中学校学校選択制 ・児童や保護者が適切に学校を選択できるよう、令和6年度に作成した「中学校学校選択制に関する検証報告書」で示した制度の周知に関する新たな取組を行うとともに、引き続き、必要な情報を分かりやすく提供する。 ・受入定員を定めるなど、学校規模の格差などが極力生じることのないよう配慮し、児童が自分の個性等に合った学校を主体的に選択することができるよう実施する。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	○「授業改善推進プラン」に基づく取組 ・学校経営計画と関連させ、各教科において育成する資質・能力を明確にするとともに、地域にも公開するなど、社会に開かれた教育課程となるようにしていく。 ・各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。 ○定期的な学校訪問 ・指導室訪問以外にも学校訪問を定期的の実施し、各学校における1人1台端末等の取組状況を把握し、効果的な使用方法について助言するとともに、好事例について小・中学校全校で共有する。 ・各学校に対して、学習評価に関する改善指導等を行うことで、指導と評価の一体化の取組を充実させる。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別の教育支援計画等の立案に関する研修を実施する。 ・通常学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施する。 ○年3回の人権教育推進委員会の充実 ・人権教育プログラムを活用し、人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 ・プランに基づき、多忙化する学校管理職や教員の業務負担の軽減を図り、持続可能な学校指導・運営体制の構築につなげていく。 ・教員の令和6年度の時間外在校等時間は、令和5年度と比較してほぼ横ばいであり、長時間勤務を行っている教員が一定数存在することから、人的支援を継続・拡充していく。 ・令和7年度は、副校長補佐を配置可能なすべての小・中学校に配置するとともに、中学校には部活動指導員を追加配置する。また、エデュケーション・アシスタントをすべての小学校に継続配置することで人的支援を充実し、教員の負担軽減を図る中で、教員が児童・生徒に向き合う時間を一層確保できるよう取組を継続する。 ・校務支援システムの活用促進のため、引き続き「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」など各研修の充実を図る。 ・長時間勤務またはストレスチェックの結果に基づき、高ストレスの教員への医師による面接指導を継続実施する。 ・会議・研修をオンラインにより実施するなど、移動時間の縮減に努める。 ・教員が作成した資料のうち、効果的・効率的な資料については、好事例として共有することで、授業づくりなど日々の業務改善に反映させる。 ○調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に向けた取組の推進 ・部活動指導員等の外部人材の拡充による部活動の地域連携を進めるほか、地域移行に向けては、トライアル事業を実施しながら、市の実態に合ったスキームとして、調布モデルの検討・構築に取り組む。 ○教材費等の管理の効率化 ・更なる業務の効率化を図るため、学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き、適切な業務のアウトソーシングを継続する。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	6	安全・安心な学校づくりの推進	施策主管 課長	学務課長 佐藤 龍
----	---	----------------	------------	--------------

1 施策のねらい(PPLAN)

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

2 背景(PPLAN)

●平成24年12月、調布市立学校において、食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。事故を二度と起こさないために「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針（平成25年11月策定）」や同方針の重点的取組に掲げた「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル（令和4年3月改訂）」に基づく、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に向けた取組を継続するとともに、事故から10年となる令和4年12月に発行した「調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ」を踏まえ、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進する必要があります。

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。児童・生徒が主体性をもってこれらの事件・事故、災害等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。また、児童ポルノ事件の検挙件数やSNSに起因する強制わいせつ事件等が年々増加し、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しています。子どもを性犯罪等の当事者にしないための安全教育の推進が必要とされています。

●令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童・生徒と共に教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

●調布市では「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を策定し、各教科の指導内容に応じた感染症対策に加え、児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア、感染者に対する偏見や差別への対応等に取り組んできました。また、各学校からの要望を踏まえ、消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターなどの保健衛生用品の購入等を通じて、学校における感染症対策の取組を支援してきました。国の動向を注視しながら、引き続き、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、学校運営を継続していく必要があります。

3 主要事業(PPLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課、指導室)	食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。
21	安全教育の推進 (教育総務課、指導室)	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命(いのち)の安全教育」の取組を推進します。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課、社会教育課、教育総務課、指導室)	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調布市防災教育の日の参加者数	30,000人	17,811人	29,959人	30,905人	-	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○「食物アレルギー対応マニュアル（令和6年3月改訂）」による誤食事案防止のための運用改善、通学路の「合同点検」の実施、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の理解促進を図るための研修の実施に加え、「調布市防災教育の日」に新たに実施した避難所体験による意識啓発等、安全・安心な学校づくりを推進することができたため。 ○成果指標については、令和元年度以来5年ぶりに保護者や地域の方に対し、学校教育活動を公開することができたことで、参加者数が増加し、目標値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
20	食物アレルギー 対策の推進 (学務課, 指導室)	○食物アレルギー事故防止の取組 ・食物アレルギー専門員(管理栄養士)を継続して配置し、学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努めた。 ・校長会、養護教諭会、栄養士会から選出された委員で構成される「食に関する検討委員会」を開催し、小・中学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善に向けた検討を行った。 ・各学校を訪問し、給食室における除去対応食の調理や教室における対応を確認し、取組の改善を図った。 ○緊急時の対応力向上に向けた取組 ・年度当初に、小・中学校や、アレルギー対応ホットライン対象施設の新規採用・異動転入職員等を対象に、御遺族の講話と東京慈恵会医科大学附属第三病院医師によるエピペン投与シミュレーション研修を行った。 ・学校管理職研修(相模原病院臨床研究センター医師による研修)を実施した。 ○多様な主体との連携 ・アレルギー対応ホットラインの運用を継続し、東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市との定期的な運営会議を開催した。 (ホットライン対象施設は、平成25年の覚書締結時177施設から令和6年度は259施設に増加) ・調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ、現状分析と課題整理を行った。 ・調布市医師会との連携により、セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続した。 ・他自治体、関係団体が開催するアレルギー対応に関する研修会等に講師として参加し、市の取組を広く発信した。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市公共施設マネジメント計画に基づき、第二小学校、富士見台小学校及び多摩川小学校給食室改修工事に伴う設計や、若葉小学校・第四中学校PFI事業に向けた設計を進めた。
21	安全教育の推進 (教育総務課, 指導室)	○調布市防災教育の日における取組 ・令和6年度は、令和6年4月27日(土)に実施した。学校教育活動は、児童・生徒に対する「命」の授業・防災啓発講話を実施し、令和元年度以来5年ぶりに保護者・地域の方に対し、学校教育活動の公開を実施した。また、市統一テーマ訓練は、訓練テーマを「避難所開設訓練」と題し、令和元年台風19号における避難所開設時の課題を踏まえた訓練を実施した。また新たに、小6児童・中3生徒及びその保護者を対象に、避難所の受付、避難スペース、備蓄品などを体験する「避難所体験」を体育館で実施した。 ・月1回の安全指導及び避難訓練を実施するとともに、調布市防災教育の日や「いのちと心の教育」月間(12月)において、「命」の授業を実施した。 ・令和6年度の防災教育の日の実施に向け、庁内関係各課、地域、関係機関等と連携し、準備を進めた。 ○学校危機管理マニュアル ・マニュアルに基づいた避難訓練や安全指導の充実を図った。 ○セーフティ教室 ・不審者対応やSNSが起因となった問題に対し、児童・生徒及び家庭への注意喚起を行った。 ・調布警察署と連携を図り、安全教育・指導を推進した。 ・SNS東京ノートを活用し、SNSとの関わり方について学び、加害者にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努めた。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室)	○通学路の安全管理 ・通学路の合同点検については、交通安全及び防犯の両面から、学校・調布警察署・道路管理者・地域とともに、令和6年11月に通学路の「合同点検」を実施(7校・33箇所)した。文部科学省、国土交通省及び警察庁が作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、地域の実情を踏まえた効果的な対応を行う視点で点検を実施し、可能な安全対策を行った。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の家・事業所等2,238箇所が「こどもの家」として登録しており、子どもが不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際の緊急避難場所の確保に努めた。 ・「こどもの家」事務説明会を開催した。 ○「朝の小さい壁」対策として「みまもーニング(市立小学校児童への早朝見守り事業)」の実施検討 ○「みまもーニング」(市立小学校児童への早朝見守り事業)の実施に向けた準備 ・「朝の小さい壁」対策として、早朝の児童見守り事業の検討を進めるため、令和6年11月に全小学校及び市内認可保育所5歳児クラスの保護者を対象にアンケートの実施、先進自治体の視察を行った。 ・保護者アンケートの結果、利用希望児童数の多い上位4校(第一小学校、石原小学校、北ノ台小学校及び調和小学校)について、令和7年5月7日から事業を開始するため、事業スキームや各学校における見守り場所の検討、委託事業者の選定準備、市報・ホームページ、「ちょうふの教育」、「すぐる」における保護者への周知など、事業開始に向けた手続きを進めた。 ○学校における室内化学物質対応 ・小・中学校全校で実施した学校環境衛生(室内化学物質)定期検査において、全て基準値未満であることを確認し、安全・安心な学習環境を提供した。 ・改修工事等を実施した際には、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を遵守し、安全な教育環境の確保に努めた。 ・令和4年11月に一部改正した「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の理解促進を図るため、教育委員会の全職員を対象に研修を実施したことに加え、校内研修等における活用を促すため、各学校へ研修資料を提供した。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生(室内化学物質)定期検査の結果報告等について、シックハウス症候群や化学物質過敏症と思われる児童・生徒の保護者、庁内関係部署、学校教職員、PTA代表と共有した。 ・厚生労働省において室内空気中化学物質の室内濃度指針値の改訂(令和7年1月)が行われたことから、令和7年3月「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」のうち、室内化学物質の濃度指針値等を掲載している「別紙」の一部を改正した。 ○感染症予防対策 ・国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(令和5年5月8日以降)」に基づき、児童・生徒への衛生指導等、学校における感染症対策に取り組んだ。 ・学校で感染症対策用消耗品を購入するための予算を確保し、各小・中学校へ配当すること等により、引き続き学校における感染症対策を支援した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
20	食物アレルギー 対策の推進 (学務課、 指導室)	○食物アレルギー事故防止の取組 ・食物アレルギー専門員(管理栄養士)を継続して配置し、学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努める。 ・食に関する検討委員会において、小・中学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善に向けた検討を行う。 ・食物アレルギー対応訪問を継続し、各学校の取組の改善を図る。 ○緊急時の対応力向上に向けた取組 ・エピペン投与シミュレーション研修(専門医である東京慈恵会医科大学附属第三病院小児科医及び御遺族の講話)を通じて、食物アレルギー事故を風化させることのないよう、オール調布で再発防止に向けた意識を醸成する。 ・学校管理職研修(相模原病院臨床研究センター医師による研修)を実施する。 ○多様な主体との連携 ・東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットラインの運用を継続する。 ・調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ、現状分析と課題整理に応じた不断の見直し・運用改善に取り組む。 ・調布市医師会との連携により、セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続する。 ・講演会や市ホームページ、市報等を通じ、広く食物アレルギーに関する知識の普及啓発を図るとともに、市長部局と連携し、市の取組を広く情報発信する。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市公共施設マネジメント計画に基づき、令和7年度は、飛田給小学校及び調和小学校給食室改修工事に向けた設計を進める。 ・富士見台小学校及び多摩川小学校の給食室改修工事に合わせ、食物アレルギー対応専用調理室を整備するとともに、食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を行う。
21	安全教育の推進 (教育総務課、 指導室)	○調布市防災教育の日の取組 ・令和7年度については、学校教育活動は、保護者・地域の方に公開したうえで、児童・生徒に対する「命」の授業、防災啓発講話を実施する。また、全学年一斉に校庭への避難訓練を実施するとともに、保護者による引取訓練を実施する。市統一テーマ訓練は、訓練テーマを「避難所開設訓練」と題し、令和元年台風第19号における避難所開設時の課題を踏まえた訓練を小・中学校全校において実施することに加え、避難所の受付、避難スペース、備蓄品などを体験する「避難所体験」の対象者を小4～6児童・中学校全生徒とその保護者に拡充し、小・中学校全校の体育館で実施する。新たな取り組みを交えながら、学校・庁内・関係機関・地域等と連携・協働により、児童・生徒に対する防災教育の充実、地域防災力の向上に取り組む。 ・学校危機管理マニュアルに基づき、月1回実施する避難訓練や安全指導(生活安全・交通安全・災害安全についての取組を明確にする等)の充実を図る。 ・生活指導主任会等で「安全教育プログラム」を指導資料として活用する。 ・学校における事故等の未然防止に向けて、月ごとに市内で起こった事故の概要を取りまとめ、校長会及び副校長連絡会等で周知し、未然防止に努めるとともに、適時・適切な注意喚起を促す通知を発出する。 ○セーフティ教室の実施 ・調布警察署や消防署等との連携の充実を図り、安全教育・指導を推進していく。 ・SNS東京ノートを活用し、SNSとの関わり方について学び、加害者にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努める。 ○生命(いのち)の安全教育の推進 ・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命(いのち)の安全教育を推進する。
22	児童・生徒の安全 確保の推進 (学務課、 社会教育課、 教育総務課、 指導室)	○通学路の安全確保 ・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、周辺住民のプライバシーに配慮しながら、通学路や登下校時に児童が通行する道路を撮影する防犯カメラの維持管理を行うことにより、登下校中の児童・生徒の安全確保を図る。 ・学校・調布警察署・道路管理者に加え、地域と連携を図りながら通学路の合同点検を実施し、安全対策の充実を図る。 ・「こどもの家」担当者(PTA校外委員等)との連携や、市報・ホームページ等を活用した普及啓発の支援に努めるとともに「こどもの家」事務説明会(PTA連合会主催)を開催する。 ○「みまもーニング」(市立小学校児童への早朝見守り事業)の実施 ・令和7年5月7日から試行実施校4校において事業を開始するため、見守り員に対する研修の実施等、学校・委託事業者と連携した準備を進める。 ・試行実施4校の課題検証を踏まえ、2学期以降の順次拡充に向けた検討を進める。 ○シックハウス対策の実施 ・引き続き、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに、学校環境衛生(室内化学物質)定期検査を実施し、児童・生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生(室内化学物質)定期検査の結果報告等について、シックハウス症候群や化学物質過敏症と思われる児童・生徒の保護者、庁内関係部署、学校教職員、PTA代表と共有する。 ○感染症予防対策 ・国の衛生管理マニュアル等に基づき、児童・生徒の健康管理・衛生管理や校内の消毒・換気などの感染症対策に継続して取り組む。 ○医療的ケア児への支援体制の整備 ・医療的ケア児が学校において安全に教育を受けられるよう、教員への研修等による支援体制の整備に取り組む。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	7	学校施設整備の推進	施策主管 課長	教育総務課 施設担当課長 奥山 尚
----	---	-----------	------------	-------------------------

1 施策のねらい(P.L.A.N.)

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備を推進します。

2 背景(P.L.A.N.)

●児童・生徒にとって安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。また、快適な教育環境を整備するため、調布市では、校舎内の教室への空調整備の完了に続き、令和3年度に小・中学校における体育館への空調整備が完了しました。引き続き空調設備の維持・管理に努める必要があります。

●令和3年3月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、令和7年度までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられます。調布市では、児童数が令和6年度まで増加する見込みであり、学校によってはその後も増加傾向にあることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。

●校舎・体育館等の学校施設は、児童・生徒が安全に学校生活を送る場となるだけでなく、発災時において、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●令和2年10月、政府は脱炭素化社会を目指し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。調布市においても令和3年4月に、国・東京都、市民や事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、ゼロカーボンシティを目指すこととしており、学校施設についても環境に配慮した計画的な整備が求められています。

3 主要事業(P.L.A.N.)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
23	学校施設の更新 (教育総務課)	構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。 また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかLED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。 緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。 また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	-	-

評価結果		評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。
	D	実施した取組において成果が得られなかった。
		○若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に向けたPFI事業の契約締結及び設計着手、省エネルギー化に向けた校舎内LED照明の改修、小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するための普通教室の改修工事に加え、安全・安心で快適な教育環境の整備に向けた校舎内トイレの部分改修工事など、計画的に学校施設の整備を推進することができたため。 ○成果指標については、校舎の外壁及び屋上防水の改修工事を実施したことにより、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備の予防保全ができている学校の割合100%を継続することができたため。

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
23	学校施設の更新 (教育総務課)	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、PFI事業の契約を締結するとともに、設計に着手した。また、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく土地利用構想の説明会を開催した。 ・「調布市ゼロカーボンシティ宣言（令和3年4月）」を踏まえ、深大寺小学校・石原小学校・飛田給小学校・調布中学校・第七中学校・第八中学校の校舎内照明器具のLED化改修工事を実施した。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、第一小学校において普通教室の改修工事を実施した。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において、児童・生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として制定した「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域を指定するに当たり、引き続き、第一小学校をはじめとする7校を、今後、教室を確保することが困難と見込まれる学校の学区域として意見を付して、回答した。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・学校施設の適切な維持管理を実施し、快適な教育環境の整備に努めた。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づき、第二小学校・富士見台小学校・多摩川小学校の給食室改修工事の設計、八雲台小学校・調和小学校の校舎の外壁及び屋上防水改修工事、杉森小学校・神代中学校・第三中学校の校庭整備工事、神代中学校の格技棟の改修工事を実施した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	(教育総務課)	次年度以降の取組等
23	学校施設の更新 (教育総務課)	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく開発事業の説明会等を開催し、工事に着手する。 ・「調布市ゼロカーボンシティ宣言（令和3年4月）」を踏まえ、柏野小学校・国領小学校・第五中学校の校舎内照明器具のLED化改修工事を実施する。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、第一小学校における令和8年度の仮設校舎建設に向け、仮設校舎の設計を実施する。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において「調布市次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくり指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域を指定するに当たり、教室を確保することが困難と見込まれる学区域を意見を付して回答することで、児童・生徒の良好な教育環境を保全していく。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・緊急修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえ適切な改修に努める。 ・校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理や、夏季の暑さ対策・熱中症対策等、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていく。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく計画的な維持保全改修として、富士見台小学校・多摩川小学校の給食室改修工事、柏野小学校の体育館内部改修工事、多摩川小学校の給水管改修工事、第七中学校の校庭整備工事を実施する。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	8	青少年の育成	施策主管 課長	社会教育課長 泉 健一郎
----	---	--------	------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけることで、青少年の健全な育成を推進します。

2 背景(PLAN)

●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。

●調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー養成講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

●変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していくことが求められています。また、子ども・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく意識の養成にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。 また、家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサプリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。 また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサプリーダー講習会の修了証授与者数		360人	143人	275人	317人	-	-
評価結果		評価理由					
A	S	○二十歳のつどい、調布っ子“夢”発表会、リーダー養成講習会等の実施や家庭教育セミナーを開催するための支援を行ったことに加え、社会教育情報紙「コラボ」の発行や、青少年交流館・ハケ岳少年自然の家を適切に開館・運営したことなどを通じ、青少年を育成するための取組を推進することができたため。 ○成果指標については、目標値に向けて着実に増加しており、コロナ禍前の状態回復に向け、実績を伸ばすことができたため。					
	A						
	B						
	C						
	D						

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振返り
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	○家庭教育セミナーへの支援 ・企画・実施を行うPTAの負担軽減のため、昨年度に引き続き、事務手続き説明会は実施せず、必要書類に「事務手続きについて」及び「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校を経由して送付し、質問や書類提出はメールでの提出を可とした。 ・家庭教育セミナーの開催方法については、オンライン及び会場とオンラインの併用による開催も可として、開催状況としては、令和6年度、4校で開催され、156人が参加した。 ○社会教育情報紙「コラボ」の発行 ・年3回、各号20、200部発行、市内小・中学生の保護者に配付、その他関係各課及び市施設に配架した。 ・市ホームページにも紙面を掲載することにより、子どもに関わる地域の大人へ広く社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	○リーダー養成講習会 ・ジュニアリーダー講習会登録者35人（令和5年度登録者19人）。 ・シニアリーダー講習会登録者7人（令和5年度登録者3人）。 ・レクリエーション講習会登録者29人（令和5年度登録者48人）。 ・ジュニアサブリーダー講習会修了証授与者246人（令和5年度修了証授与者205人）。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	○青少年交流館の利用者数・運営 ・多目的室及び集会室における団体利用2,654人（395団体）、オープンスペース2,682人、自習室59人、延べ5,395人。使用者数は前年度から143人増加した（令和5年度 多目的室及び集会室における団体利用2,950人（375団体）、オープンスペース2,268人、自習室34人、延べ5,252人）。 ○調布っ子“夢”発表会の開催 令和6年度テーマ「わたしが考える未来の調布」 ・発表者10人（市内小学校5校）、来場者63人。 ・実施後は記録冊子を作成し、発表した児童及び小学校へ配付した。また、発表内容に関する市の取組について、発表者へ文書でお知らせした。 ○二十歳のつどいの実施 ・人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を、幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施した。 ○ハケ岳少年自然の家の維持管理・運営 ・恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をととして、少年の心身の健全な育成を図った。 ・市立小学校5年生児童の移動教室の際に、多くの児童を受け入れた。 ○中学生海外体験学習事業 ・次年度の事業開始に向けて、事業実施方法の検討や他自治体の実施状況の調査を進めた。 ・事業計画の決定後、委託事業者の選定、派遣生徒の募集を行った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	○家庭教育セミナー ・次年度においても、家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また、開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため、引き続き、社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに、問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで、PTAの負担軽減と支援に努める。 ・開催形態については、対面方式とオンラインの併用、オンラインのみも可とし、開催に係る通信費についても支援の対象とする。 ○社会教育情報紙「コラボ」 ・引き続き、小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し、地域や家庭の教育力の向上を図る。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	○講習会の実施 ・ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会を引き続き実施していく。また、ジュニアサブリーダー講習会については、引き続き活動を支援していく。 ・これまでの広報媒体（市報、ホームページ、SNS、チラシ、社会教育情報紙「コラボ」、調布FM等）を引き続き活用して事業の周知に努める。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	○青少年交流館 ・引き続き、青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。 ○調布っ子“夢”発表会 ・引き続き、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、まちづくりへの参加意識の向上を図る。 ○二十歳のつどいの実施 ・引き続き、人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を、幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施する。 ○ハケ岳少年自然の家の維持管理・運営 ・引き続き、恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をととして、少年の心身の健全な育成を図る。 ・指定管理者と情報共有を図りながら、ハケ岳少年自然の家の適切な維持管理・運営を行う。 ・市立小学校5年生児童の移動教室のほか、新たに受け入れを行う、市立中学校のスキー教室において適切な受け入れ体制を構築する。 ○中学生海外体験学習事業 ・派遣生徒に対する事前学習を実施するなど、8月の出発に向けて準備を進めていく。 ・帰国後には、現地での交流や体験を共有する報告会を開催する。 ・実施結果を踏まえて、次年度の計画及び準備を進めていく。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	9	生涯学習社会への対応	施策主管 課長	社会教育課長 泉 健一郎
----	---	------------	------------	-----------------

1 施策のねらい(PPLAN)

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」の実現に向け、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

2 背景(PPLAN)

●市民生活や社会情勢の変化による地域課題の複雑化、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。また、Society 5.0時代に向けて新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になり、「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせで学びが更に豊かなものになるような取り組みが求められています。

●公民館、図書館等の社会教育施設については、地域活性化・まちづくりの拠点等の役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体等、様々な主体がそれぞれの立場から積極的に取り組むことが必要です。

●公民館、図書館等の社会教育施設を中心に、多様な利用者層・ニーズに応じた市民の生きがいをつくり、世代間を超えた交流等を通じて地域で共生していくための拠点としての機能を充実させるとともに、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

3 主要事業(PPLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 (社会教育課、公民館)	社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。 公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 (公民館)	公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します。 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会教育施設(図書館・公民館)の満足度 ※調布市民意識調査 上段:図書館、下段:公民館	85.0%	80.7%	82.2%	80.4%	-	-
	80.0%	74.4%	74.0%	74.0%	-	-

評価結果		評価理由
B	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	○社会教育関係登録団体への補助金の交付、学習グループ主催の公開講座への助成金の交付等、各種団体の活動に対する支援に加え、東部公民館の地域文化祭においては、AIを活用した展示物の音声説明の実施や、図書館におけるICTタグシステムの導入等、新たな取組を通じて、生涯学習社会への対応を推進することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	○成果指標については、生涯学習社会へ対応するための様々な取組を実施してきたが、結果的に、公民館の満足度は昨年度と同率、図書館の満足度は昨年度より減少したため。
	D 実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績、取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
29	市民、社会教育 関係団体等の活 動への支援 (社会教育課、 公民館)	○学校施設開放による市民の活動支援（利用日数 延べ6, 279日、延べ利用者数207, 637人） ・各開放運営委員会との連携を図るために行う、総合開放運営連絡会の開催を対面及びオンライン併用で2回実施した。 ○学習グループ主催の公開講座への助成（7グループ、講師謝礼延べ11人、保育者謝礼延べ0人）、広報の支援、令和5年度学習グループサポート記録の発行（6月） ○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付 ・社会教育関係登録団体からの申請に基づき、12団体へ交付した。 ○公民館登録団体等の活動への支援 ・公民館登録団体の施設使用料を免除した（東部公民館31団体、西部公民館32団体、北部公民館21団体）。 ・公民館登録団体や成人学級との共催による公開講座を実施。学習内容やその成果等を地域に還元した。 ・公民館だよりで、公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行い、サークル活動の活性化を支援した。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援した。 （公民館登録団体の認定を目指して活動していた団体：東部公民館3団体、西部公民館2団体、北部公民館3団体） ・公民館登録団体で組織した利用団体連絡会を各公民館で開催し、地域文化祭の取組内容、利用団体連絡会主催のイベント、利用団体連絡会役員の選出方法等について意見交換、情報共有を図った。 ・フリーWi-Fiの提供を通じて、公民館諸室利用者や公民館主催講座参加者等の学習環境の向上を図った。 ・東部公民館では令和7年度開館50周年を迎えるにあたり、諸室修繕を実施した。 ・公民館施設申請方法は、高齢者の利用が多く3密を継続的に避けるため、郵送や投函による申請書受付方法を継続した。
30	障害のある方の 社会体験活動へ の支援 (社会教育課)	○遊ing（社会教育課主催：市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に2カ月に1回程度実施） （登録者数9人、実施回数6回、延べ参加者数36人） ○杉の木青年教室（社会教育課主催：市内在住で中学校特別支援学級を卒業した方を対象に月1回程度実施） （登録者数21人、実施回数9回、延べ参加者数125人） ○のびのびサークル（市民団体へ運営委託：市内在住の知的障害のある方で、特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月2回程度実施） （登録者数8人、実施回数15回、延べ参加者数59人）
31	暮らしと地域の 魅力・課題の再 認識、生涯を通 じた学びにつな がる公民館活動 の推進 (公民館)	○課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動や、地域の魅力をテーマとした公民館活動の推進 ・東部公民館では、近隣の中・高等学校の教員による講座や中高生によるシニア向けスマホのお悩み相談などを実施した。 ・西部公民館では、成人教育事業等で地域の方を講師迎えての講座や、近隣中学校と連携しての事業を実施する等、地域との連携を進めることができた。また、子育てセミナーなど家庭教育を通じて、不安や悩みの軽減、地域での仲間づくりの一助となるような講座を実施した。 ・北部公民館では、生物多様性や天文学など環境や科学を親子で学ぶ事業などを実施した。また、地区協議会との協働による体験型の防災イベント、神代中学校の学区域中心に活動している起立性調節障害の親の会との連携事業等、地域団体との協働・連携事業を実施した。 ○各種講座、教室等公民館主催事業の一部では、会場による開催と併せてオンラインにより実施した。 ○地域文化祭の実施 ・東部公民館では、ブレ文化祭を開催し、サークル活動の見学・体験を通じ、会員獲得などサークルの支援を図るとともに、地域の活動を紹介する公開講座、市立滝坂小学校、若葉小学校、第四中学校、第六中学校、第八中学校、桐朋女子中・高等学校、東京都立神代高等学校との連携による催し、YouTubeや館内のモニターを活用し、文化祭の宣伝、サークル活動の紹介などに取り組んだ。また、展示作品はAIを活用し、スマートフォンからの音声説明を実施した。 ・西部公民館では、新たに地域の子育て団体等と連携し、乳幼児から小学生とその保護者を対象とした事業を実施したことをはじめ、地域のコーナーを充実し、近隣の団体や福祉資源を紹介した。また、市立調布中学校、第五中学校の美術部及び、明治大学付属明治高等学校・明治中学校の書道部、美術部の作品展示を中心に、部活動を紹介するコーナーを継続して設置するなど、連携事業を実施した。 ・北部公民館では、サークル活動の学びの成果として、発表、展示、体験等を実施した。また、地域団体との連携によりスタンプラリー、乗馬体験、おばけのおうちなど1日イベントを実施し、多くの子どもたちが参加するとともに、地域住民同士の交流を促進することができた。
32	市民の読書・調 査活動への支援 (図書館)	○第4次調布市子ども読書活動推進計画（令和5年度～令和8年度）の推進 ・子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど、子どもの読書活動を計画的に推進した。 ○ICTタグシステムの導入に向けた取組 ・図書館サービスの向上を図るため、ICTタグシステムを導入し、文化会館たづくり1階に予約本受取コーナーを設置した。 ○多様なサービスの実施 ・子どもの育成に係る団体や施設に対し、利用案内や推薦図書リストを配付し、団体の利用を促進した。 ・読書会テキストの貸出を行い、市民団体の読書活動を支援した。 ・障害のある児童等を対象に、絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し、子どもの心の成長を促した。 ・中学生対象に「ぶちねこ便」を発行し、中学生の読書への関心を高めた。 ・初めての方のための読書会や毎月の読書会を行い、市民の読書活動を支援した。 ・第52回調布樟まつりを開催し、市民の集会活動や読書活動を支援をした。 ・外出が困難な方等を対象とした、本の宅配サービスを実施した。 ・「点訳者養成講座（ステップアップ研修）」を開催し、点訳者の技術の向上を行った。 ・図書館公式X（旧Twitter）による情報提供を実施した。 ・よりわかりやすいサービスを提供するため、図書館利用登録時の説明動画を作成した。 ○図書館に関するアンケート調査結果への対応 ・より多くの方に図書館が利用されるよう、図書館運営に活用するため、利用者・未利用者のニーズを把握するアンケート調査を令和5年度に実施し、その調査結果に対する取り組みを取りまとめ、公開した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
29	市民、社会教育 関係団体等の活 動への支援 (社会教育課、 公民館)	○学校施設の開放 ・学校施設開放における運営委託費について、公費の適切な執行の観点から、執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また、安全面の観点から、地域運動会などの運営委員会が実施する事業では、傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。 ○学習グループ、社会教育関係登録団体、公民館登録団体の活動支援 ・各学習グループが実施する公開講座において、引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし、グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため、周知・募集期間を十分確保し、広報活動及び情報収集に努める。 ・社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等、社会教育関係登録団体への支援を引き続き行う。 ・各種教室の開催、成人学級等の募集、公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて、公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。 ・各学習グループが実施する公開講座における開催形態については、対面方式とオンラインの併用、オンラインのみも可とする。 ○地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持 ・公民館を利用する市民の自主的な学習活動を通じて、仲間づくり、地域づくりを支援する。 ・公民館施設の使用料の免除、共催事業の実施、公民館だよりでの活動紹介や会員募集の告知などを通じて、公民館登録団体の活性化を支援する。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援する。 ・安全で快適な学習環境を維持するため、老朽化の進む施設の適切な維持管理を継続する。
30	障害のある方の 社会体験活動へ の支援 (社会教育課)	○様々な社会体験活動の実施 ・障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため、事業を継続していく。 ○ボランティアスタッフの充実 ・「遊 i n g」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため、市報や調布FM等でボランティアスタッフ募集の周知を行っていく。また、ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や、継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため、引き続き、市報、ホームページ及び障害者スポーツボランティア情報のポータルサイト「TOKYO障スポ&サポート」等で募集の周知を図り、ボランティアスタッフの確保に努める。 ・より安全な運営体制を整えるため、支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。
31	暮らしと地域の 魅力・課題の再 認識、生涯を通 じた学びにつな がる公民館活動 の推進 (公民館)	○引き続き、課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動を推進する。 ○市民の学習意欲に応える事業のみならず、登録団体との共催事業、地域との連携事業、地域の魅力を再認識できる事業、地域課題や生活課題を題材にした事業のほか、利用団体への支援、各種連絡会、地域文化祭の開催などを通して、地域に根差した公民館活動を推進する。 ○主催事業においては、施設の特徴や地域性などを踏まえながら、5つの学習分野（青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育）を主軸とした事業展開を図る。 ・東部公民館では、登録団体や地域との連携による事業を展開し地域交流の活性化を図る。また、令和7年度は、東部公民館開館50周年、市制施行70周年を記念して、年間を通して記念事業を展開する。 ・西部公民館では、環境や防災など地域課題に取り組むとともに、家庭教育や平和事業の充実を図る。 ・北部公民館では、様々な地域団体との連携を図り、協働で事業を実施するとともに、成人教育事業の充実に取り組む。
32	市民の読書・調 査活動への支援 (図書館)	○ＩＣタグシステムの円滑な運用 ・令和7年2月から導入しているＩＣタグシステムについて、図書館での資料貸出・返却において、セルフ貸出機や自動返却機、予約本受取コーナーなどにより、便利で快適な図書館サービスを円滑に運用していく。 ○第4次調布市子ども読書活動推進計画の推進 ・計画に基づき、子どもの読書環境の整備、読書活動の支援に取り組む。 ・中学・高校生世代に対し、市内公立・私立学校及び青少年施設と連携し、積極的に利用促進を働きかける。 ・第5次調布市子ども読書活動推進計画の策定に向け、市民を対象としたアンケート調査を実施する。 ○「つげ義春と調布」展図録の作成（市制施行70周年記念事業） ・調布市ゆかりの、漫画家・つげ義春氏の展覧会を令和5年に開催した。多くの来場者が訪れ、好評をいただいたこの展覧会について、聖地巡りもできるような図録を作成する。

令和7年度 点検・評価シート(令和6年度振返り)

施策	10	地域ゆかりの文化の保存と継承	施策主管 課長	郷土博物館長 早野 賢二
----	----	----------------	------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

2 背景(PLAN)

●調布市には、郷土の歴史や文化、自然、美術に関する様々な資料を収蔵・展示している郷土博物館と、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館の2つの博物館があります。これらの博物館には、収集、保存、調査・研究、展示・普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に未来に生かす役割が求められています。

●調布市には、平成29年9月に国宝指定された深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）、国史跡の下布田遺跡、深大寺城跡、国登録有形文化財（建造物）である旧武者小路実篤邸や真木家住宅などの文化財のほか、未指定の貴重な歴史・文化遺産もあり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。また、下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の重要な遺跡として評価され、昭和62年5月12日に国指定史跡に指定されました。調布市教育委員会では、平成31年3月に「史跡下布田遺跡保存活用計画」を、令和3年3月に「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、国庫補助事業として史跡公園化を推進しています。令和4年度は、史跡整備に市民意見を反映させるため、「下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ」を実施したほか、学識経験者、調布市文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を開催し、基本設計の策定に取り組みました。

●新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。また、インターネットを通じた収蔵資料データの公開や普及啓発プログラムの提供等は、集積された資料や蓄積された情報の価値を多くの人々と共有し、博物館が社会的役割を果たす上で、必要かつ有効であることが確認できました。このような社会背景の中で、博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨も踏まえながら、新たな役割、事業の展開をより一層推進していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。国史跡下布田遺跡整備事業では、令和9年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を進めます。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館、図書館)	郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることでつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。 郷土博物館では、郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。また、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。 武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。 図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいます。

4 点検・評価(CHECK)

※令和5年度は、「新型コロナウイルス感染症による影響」を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R8年度)	基準値 (プラン策定時)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000人	41,014人	51,985人	50,123人	-	-

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	○郷土博物館では、開館50周年にあわせた常設展示のリニューアルや、国指定史跡「下布田遺跡」西側の整備、市指定史跡「近藤勇生家跡」の整備を行った。また、下布田遺跡整備事業では、市民ワークショップ、ヤギによる除草と環境学習イベント、近隣小学校と連携した事業を展開した。武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、春・秋の特別展、移動展、学校連携事業、調査・研究事業などを実施し、地域ゆかりの著名人の功績を活かした魅力発信を行った。図書館では、名誉市民水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの著名人の功績を活かした魅力発信を行うとともに、「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開を行った。 ○成果指標については、実篤記念館における常設展示のリニューアルに伴う臨時休館等が影響し、入館者数・事業参加者数が減少となったが、地域ゆかりの文化の保存と継承をするため、様々な取組を実施することができた。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績, 取組成果(DO)		
No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	○文化財の保存・活用 ・文化財保護審議会及び教育委員会における審議を経て、新たに市教育委員会所蔵の「下石原八幡神社本殿及び拝殿」を市指定文化財に指定した。また、前年度に公有化した市指定史跡「近藤勇生家跡」の整備を行った。 ・調布市郷土芸能祭ばやし保存会との共催で「第65回調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を開催した。 ・「東京文化財ウィーク2024」企画事業として、文化財講演会「多摩の地域史料のなかの新選組・近藤勇」や文化財見学会「深大寺から史跡深大寺城跡へ」、文化財ウォーク「近藤勇生誕の地上石原を歩く～近藤勇生家跡から上石原若宮八幡神社へ～」を開催した。 ・貴重な縄文遺跡を持つ多摩5市（調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市）で連携し、縄文の魅力・歴史的意義をPRし、地域振興及び広域観光の推進に努めることを目的に、スタンプラリーを実施した。 ○国史跡下布田遺跡の整備・活用 ・史跡下布田遺跡整備事業では、下布田遺跡史跡整備市民ワークショップや国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会における意見交換、検討を重ね、令和5年度作成の実施設計を基に第1期史跡整備工事を実施した。 ・市民説明会を開催し、史跡整備事業に関する理解促進に努めた。 ・市民ワークショップを全8回開催し、史跡を活用した事業を企画、実施し、地区協議会等と連携し、地域の活力の向上に資する積極的な取り組みを展開した。 ・史跡下布田遺跡の周知啓発及び維持管理としてヤギによる除草を3か月間実施し、期間中に環境学習イベントを開催するなどの取組により史跡を広く周知した。日常的な管理及び運用にあたっては、市民ワークショップの参加者や市社会福祉協議会からの協力を得て継続的に実施した。 ・布田小学校第4学年を対象とした下布田遺跡を題材とした授業の実施、布田小学校の全学年に「下布田遺跡便り」を配布するなど、学校連携事業の充実に取り組んだ。 ・史跡整備ニュースレター第5号・第6号を発行し、史跡整備事業の各種取組について進捗等を広く周知した。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館、図書館)	○郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開 ・郷土博物館では、開館50周年を記念して、常設展示「調布の歴史」のリニューアルを行い、各時代の主要なトピックや資料を取り上げて、調布らしさをより感じられる展示内容に更新した。また、開館50周年企画展「農村のくらしと技術一糸をつむぎ 布を織る」を開催し、開館までの動きや開館当時に市民から寄せられた資料を紹介した。さらに、常設展示図録の刊行、調布にゆかりのある宮川清蔵氏（近藤勇生家子孫）、中川平一氏（市内在住画家）によるギャラリートーク等の記念イベントを実施した。 ・小学校第3学年の郷土学習に対応した郷土学習展に関連して、館内授業（展示解説）を2校、5回、館外授業（学芸員による出前授業）を19校、26回実施した。 ・勾玉づくりやしめ飾りづくりを親子で体験する「子どもはくぶつかん」事業のほか、武者小路実篤記念館を会場とした共催展示を開催した。 ・失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成として市内祭礼の記録撮影や市内旧家に伝来する資料の受入れを行った。 ・郷土博物館公式X（旧Twitter）を活用し、郷土博物館の事業や活動、郷土の歴史・文化遺産に関する情報発信を行った。市公式YouTubeチャンネルに常設展示を紹介する動画「展示で紹介！調布の歴史」前編（原始～中世）を公開した。 ・深大寺水車館では、令和5年度に修繕した水車を使用したそば粉ひき実演を「深大寺そばまつり」に合わせて開催したほか、小学校やボランティア養成講座の見学を受け入れるなど教育普及活動を展開した。 ・図書館では、「地域」や「映画」にちなんだゆかりの資料を収集し、利用に供するとともに、保存のためのデジタル化を行った。また、館内では「水木しげる氏関連資料」を展示した。 ・「映画のまち調布 シネマフェスティバル2025」では、『出張！映画資料室「日活調布撮影所70周年」&「VFXの作品たち」』の展示を行った。分館では上映作品の関連作品を集めてコラボ展示を行った。 ○武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進 ・春の特別展「仙川の家ー武者小路実篤、終の住処での20年ー」では、「仙川の家」で実篤が愛用した机や椅子が鳥取民藝家具であったことを始め、腰掛けや敷物の制作元も相次いで明らかになるなど、近年の新たな調査・研究成果を加えて紹介した。秋の特別展「式場隆三郎と武者小路実篤」では、ゴッホや山下清の紹介者として知られる式場と実篤の接点を紹介した。また、移動展「銀幕が映す実篤文学」を「映画のまち調布 シネマフェスティバル2025」の展示事業の1つとして開催した。 ・学校との連携事業では、初めての取組として、不登校児童・生徒の訪問型支援「みらい」を利用する生徒の訪問を受け入れた。 ・調査・研究事業では、国文学研究資料館が実施する近代文学者草稿のデジタル化プロジェクトに参画したことで、収蔵する実篤自筆原稿のうち作品177点（原稿総枚数3,838枚）について、同館の国書データベースにおいて令和6年5月から公開が始まった。このことを踏まえ、実篤記念館公式ホームページ実篤記念館収蔵品データベースからも閲覧できるよう、実篤記念館公式ホームページのリンク作業を行った。 ・施設の維持管理・運営においては、施設・設備の経年劣化に対して、消火栓ポンプ呼水槽交換や空調改修工事等に取り組んだ。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	○文化財の保存・活用 調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開する。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進める。 ・調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録、郷土芸能の保存・継承 ・東京文化財ウィークへの参画による文化財の公開機会の拡大、講演会等の実施 ・国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用 ○国史跡下布田遺跡の整備・活用 国史跡下布田遺跡整備事業では、令和9年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の担い手づくりとして、史跡ボランティア準備会を実施する。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館、図書館)	○郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開 郷土博物館では、郷土の歴史や文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、令和7年度は市制施行70周年記念事業を実施するほか、学校教育の学習内容に即した展示や館内・館外授業等、学校と連携した教育普及事業を推進する。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう取り組む。 図書館においては、引き続き地域ゆかりの資料を収集・デジタル化し、各種テーマの展示で活用する。 ・深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組 ・多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業の推進 ・収蔵資料データベースの整備・公開、公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報発信 ・学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等、学校と連携した教育普及事業の実施 ・失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成 ・地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 ○武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進 武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供する。令和7年度は、実篤記念館開館40周年、実篤生誕140年、市制施行70周年を記念して、年間を通して記念事業を展開する。 ・武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 ・実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用 ・実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討 ・武者小路実篤記念館の維持管理・運営

5 点検・評価についての有識者からの意見

5 点検・評価についての有識者からの意見

令和7年7月14日（月）に点検・評価について、3人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお、意見書の内容は、有識者会議の時点における点検・評価の評価シート（案）に対する意見・指摘となっており、本書22ページから54ページにわたって記載している点検・評価の各シートは、本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保

施策について

○総評

「調布市教育プラン」（令和5年度～令和8年度）によれば、学校教育では指導の個別指導等による「個別最適な学び」と探究的な学習や多様な体験活動を通して「協働的な学び」を充実させ、ICT機器の整備・利活用の促進と教員の指導力の向上、「主体的で対話的で深い学び」を図り、「子どもたちが、将来への希望を持ちつつ学び続けられる持続可能な仕組みを構築していくことを使命とする」と明記している。また、令和5年6月に閣議決定された国の「第4期教育振興基本計画」では予測不可能な変化の激しい時代（VUCA）における教育施策のコンセプトは「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」であるとしている。「砕いた表現」をすればウェルビーイングとは、私たちが、身体的・精神的・社会的に幸福感を感じ得る状態で生きがいや人間としての在り方を思索し、追求していこうとする包括的な理解の仕方でもある。そのため、個人の状況に加えて周りの人や集団、社会の人々のウェルビーイングの向上を図る視点を加味し、コミュニティ・スクールの導入推進（施策5）、GIGAスクール構想の前倒しを踏まえた学びの充実や史跡・文化財の保存・活用等を支援するにはどうすればよいかと、情報機器を駆使して調べる勇気を持つものである。そのため、学校教育では、指導の個別化等による「個別最適な学び」と多様な「協働的な学びを充実化」「ICT機器の整備・利活用」「教員の指導力の向上」（施策2・施策3）を積極的に推進することがポイントになる。そして児童・生徒が「将来への希望を持ち、安心して学び続けられる仕組み」（施策5・施策6）を今後も丁寧に格段に推進していくことが期待される。

○施策1 豊かな心の育成 について

「調布市防災教育の日（4月）」や「いのちと心の教育月間（12月）」では、生命を大切にすることや他者の存在を自分事のように大切に思うことへの理解を深化していける講話による授業を実施した。また、相互に尊重し合うことでいじめの防止の基盤となるリスペクトアゼアーズの道徳科授業の大切さについて初任者

研修等を通じて理解・促進を図った。また、全児童・生徒に対して「防災教育」「救命講習」などが適切に実施されていることが確認できる。一方、ESD、SDGsの視点からみた人権教育上の課題の洗い出しを研修を通じて取組むことで「ふれあい月間」や子ども支援センター「すこやか」との関係機関と連携したいじめの防止と予防を組織的継続的に展開している。小学校高学年、中学校各学年では小学校5、6年及び中学校での特色ある体験活動を実施しており評価できる。

○施策2 確かな学力の育成 について

ICT環境の整備・充実によりICTを日常的に利活用できる段階になりつつある。そのためICT教育推進委員会での市内各校での端末の活用状況の共有やICT支援員支援員の各校訪問が活発になっている実態がみてとれる。今後はより実践的に児童・生徒が各端末を利活用でき「個別最適な学び」「協働的な学び」に対応していく教員側の支援が多岐にわたることに懸念は残るが期待できる。また、東京オリンピック・パラリンピック教育に際して培った障害者理解、国際理解・ボランティアマインド等の資質を「学校2020レガシー」として、市内小・中学校での特色ある教育活動を通じて継承する取組が継続している点は評価できる。さらに海外から帰国した児童・生徒や外国籍の子ども達に対して日本語指導を丁寧に実施している。

○施策3 健やかな体の育成 について

市内小・中各校では希望した種目に一流アスリートを講師に招聘できる出前授業を実施できる仕組みや教員を対象とした指導法の研修が可能な体制が整備されている。また、スポーツの魅力を直接児童・生徒に伝える取組（サッカー、野球、ラグビー）の実施や、障害者理解の促進を図るために日本ブラインドサッカー協会による「スボ育」事業を市内10校で開催している。加えて地域学校協働本部の事業を活用する形態で中学校全校に部活動外部指導員を配置しており評価できる。さらに小学校の教職員を対象とした「食物アレルギー」に関する指導を徹底している。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営をしている。近年、全国的に不登校児童・生徒は増加傾向が基調となっていることから、本市では新たに不登校施策に係る検討委員会を立ち上げたり、パブリック・コメントを実施する中で令和6年度から令和8年度までを計画期間とした新計画を策定している。また、国の機関と連携した「魅力ある学校づくり調査研究事業」の継続や、大学生との交流を通して内容を活性化した不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの継続もするなど評価に値する。加えて、市内の「子ども家庭支援センターすこやか」「子ども・若者総合支援事業「ここあ」」なども市の関係部署や関係団体と連携して展開している。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

令和3年度に地域学校協働本部を市内28校の全小・中学校が設置をした後、地域と学校が連携・協働する観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていくためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、保護者・地域住民と学校が一体になり学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を標榜してきた経緯があった。そして、令和5年度に3校が嚆矢となり、令和6年度は新たに12校が加わり15校となるが、この間の市教委の尽力は評価に値する。加えて、魅力ある中学校に対する学校選択制を希望した全新入生が令和6年度に入学できたことはその成果であると考えられる。また、市教委が定期的に学校訪問して若手教員の指導力の向上に努めるとともに、「教員の働き方改革プラン」の推進に尽力し、小学校全校に学級担任や副校長の補佐をする人的支援及び長期休業中の休暇を取得可能にする環境整備を行っている。さらに、中学校部活動地域連携・地域移行に係る推進計画を策定し、合同部活動や地域クラブへのトライアル事業を実施しており評価できる。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

学校給食における食物アレルギー事故防止対策として食物アレルギー専門員（管理栄養士）を継続して配置している。また、市内の5校の小学校の給食室改修工事に際して食物アレルギー対応専用調理室の整備、備品や消耗品の更新を行う。緊急時対応力向上として大学病院職員によるエピペン投与の研修を行う他、ホットライン対象施設を259施設へと拡大している。加えて、小学校通学路を中心とした地域の協力者の家・事業所2,238箇所を「こどもの家」として緊急時に身の安全が確保できるようにしている。

○施策7 学校施設整備の推進 について

東京都は国の脱炭素政策であるゼロエミッションを実現するために、「2035年までに温室効果ガスの排出量を60%以上削減」という新たな目標として掲げ、脱炭素化に向けて、まず電力を「H（へらす）」「T（つくる）」「T（ためる）」をスローガンにした、「だから、みんなでHTT」を始めよう行動を開始している。本市においても「2050年ゼロカーボンシティ調布」を標榜し、学校施設の外壁・屋上等の高断熱化、校内照明器具のLED化改修を施設の更新の際に実施している。また、「調布市公共施設マネジメント計画」と「調布市学校施設設備方針」に従った、安心・安全で快適な教育環境の整備更新の一端が伺えるので評価できる。

○施策8 青少年の育成 について

現在までの50年間にわたり継続して地域で活躍できるリーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の育成に努めている。なかでも、リーダー講習会の修了者が市内で同様のリーダーグループを立ち上げて更にその先を目指した

（小学生対象のジュニアサブリーダー）（中学生対象のジュニアリーダー）（高校生対象のシニアリーダー）講習会とレクリエーション講習をスタートさせていることは、青少年の健全育成観点からみても評価できる。また、社会教育情報紙「コラボ」の発行や集団での宿泊生活を通して少年の心身の成長をはかる「ハケ岳少年自然の家」の維持管理・運営を適切に行っている。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

障害のある方の社会生活支援として「遊 i n g」「杉の木教室」「のびのびサークル」ボランティアスタッフの充実を図るための市報や調布FMによる広報が継続して行われている。また、東部公民館では、プレ文化祭を開催したり、会員獲得に向けたサークル活動や近隣の市内の小・中学校、都立高校と私立の中学と高校と連携した多様な交流を行っており評価できる。さらに、北部公民館は地域の特色を生かした生物多様性や天体関連の活動に親子での参加を図っており評価できる。加えて図書館では第4次調布市子ども読書活動を推進しており、ICタグシステムの導入も図っている。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの人物の文化・芸術活動等に触れながら知的好奇心を醸成したり、歴史的価値のある資料や文化的活動と出会う感動を大切にすることで、郷土愛と誇りを抱けるにようすることが博物館の役割であるというコンセプトのもとに多様な事業を展開しており評価に値する。加えて、新規に起業した「映画のまち調布 シネマフェスティバル2025」は特色があり、市民のみならず全国展開可能な要素をもつものである。また、貴重な縄文遺跡を有する多摩5市との連携事業も広域性があり、地域振興及び広域観光の観点からも着目される。

(2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎

施策について

○総評

令和6年度の実績では、「命を大切にする教育の推進」で、各校で「命」の授業や防災教育の日、いのちと心の教育月間を通じて、自助・共助・公助の意識を醸成する取組が行われたこと、児童・生徒に対する救命講習や教員に対する上級救命講習の実施により、救命救急に関する知識と技能の普及が図られた。これにより、児童・生徒の生命に対する意識が高まり、緊急時の対応力の向上が図られていることが挙げられる。また、「人権教育の推進」において、いじめ防止対策や人権教育プログラムを活用した校内研修が実施され、児童・生徒に対する人権意識の向上が図られ、特に、いじめの未然防止と早期発見・対応に向けた取り組みが強化されて、学校全体での連携が進んだことや、スクールカウンセラーの活用や地域ネットワークとの連携を通じて、いじめの早期発見と対応が行われるなどの取組により、児童・生徒が安心して学べる環境の整備に努められていることに感謝する。

加えて、「体験活動の推進」では、宿泊を伴う移動教室や職場体験などの実社会に触れる機会が提供され、児童・生徒の社会性や協調性が育まれ、持続可能な社会の担い手としての意識が醸成されています。そして「道徳教育の推進」では、道徳授業地区公開講座の実施や協働的な学習活動への取組を通じて、児童・生徒の自己肯定感や判断力の向上につながっていること等も成果として挙げることができます。

総じて、令和6年度の実績の振り返りでは、教育現場における多様な課題に対して効果的な対応がなされ、児童・生徒の成長と発展に寄与する取組がなされている。特に、命の大切さや人権意識の向上、いじめの防止、体験活動の充実等において、教育の質の向上が図られたことは大きな成果であり、その取組に感謝するとともに、今後もこれらの取組を継続・発展させることで、より良い教育環境の整備を図っていかれることを期待する。

○施策1 豊かな心の育成 について

命を大切にする教育や人権教育、いじめの防止と対応、道徳教育、体験活動の推進など、多岐にわたる取組が実施され、成果が得られています。特に、児童・生徒に対する救命講習や教員に対する上級救命講習の実施により、人命救助のための知識・技能の育成が進んでいることは評価できます。また、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた校内推進体制の充実に向けての取組も評価できます。一方で、いじめの認知件数や新型コロナウイルス感染症の影響による直接体験の機会の減少に課題が見られます。いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであり、未然防止及び早期解決の対策が引き続き必要です。また、「間

接体験」や「擬似体験」の機会が増加する中で、豊かな人間性や生きる力の基盤の育成には「直接体験」の機会の確保が重要になります。今後も引き続き、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のための校内推進体制の強化、直接体験の機会を増やすための工夫が求められます。特に、宿泊を伴う移動教室や職場体験などの体験活動を可能な限り実施することが必要です。特に、総合的な学習の時間等における探究的な学習を通して、児童・生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の充実を図り、児童・生徒が自分のよさや可能性を認識し、豊かな心を育成していくことができるよう支援していただきます。

○施策2 確かな学力の育成 について

確かな学力の育成を目指した取り組みでは、全国学力・学習状況調査において東京都の平均正答率を上回る成果が得られ、ICT機器の活用促進を通じた学力向上が図られていることは評価できます。また、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた授業改善の取り組みに力が注がれ、学習評価や授業方法の改善が行われていることは評価できます。一方、学習指導においては、探究的な学習に向うための対話的な授業や指導に生かす評価等においてさらなる工夫が求められます。加えて、幼児期に培われた資質・能力を小・中学校の学力向上につなぎ生かす観点から、幼保小の架け橋期の連携接続の充実を図っていただきたいと思います。また、SNSやICT機器の活用においては、情報モラル教育の充実が求められており、教員の指導力向上が必要です。これらを踏まえ、児童・生徒の興味関心や学習意欲を引き出す探究的な学習に向けた授業改善や、個別最適な学びに生かすICT機器の活用、情報モラルに関する教員研修など、現場のニーズに応じた柔軟な対応が求められます。また、架け橋期の幼保小の接続・連携や小中連携を図る組織の構築や研修を推進し、児童・生徒のさらなる成長に向けて、学力や学習意欲の向上に取り組んでいただきます。

○施策3 健やかな体の育成 について

健康の保持増進や体力向上については、各学校での一流アスリートによる出前講座やプロスポーツ選手との交流授業を通じてスポーツの魅力を伝え、児童・生徒の体力向上への関心や高まりが図られていることは評価できます。また、食育推進連絡協議会を通じて、学校間での取組の共有が進み、食育に関する指導が充実していることは評価できます。一方で、東京都平均を下回る体力合計点が一部の学年で見られることや、新型コロナウイルス感染症の影響で体力の低下や怪我の増加が見られます。これらに対して体育の授業改善や運動習慣の定着化を図る取組が必要です。また、地域や関係機関との連携を強化し、児童・生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが求められます。これらを踏まえ、体育授業の質を向上させるための教員研修の充実や、プロスポーツ選手や地域のスポーツクラブとの協力を得て児童・生徒が運動に親しむ機会を増やすこ

と等が重要です。また、食育に関しては、家庭や地域と連携した取組をさらに推進し、児童・生徒が生涯にわたって健康な生活習慣を身に付けることができるよう支援していきましょう。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

特別支援教育に関して、担当教員を対象とした研修の実施や、校内通級教室の運営、個別指導計画の作成などが行われ、不登校児童・生徒への支援では、教育支援センターの設置や「太陽の子」の運営が進められ、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を図るための取組を行っていることは評価できます。一方、特別支援教育において、特別支援学級の増設や人的配置の充実が求められていることや、依然として支援が行き届かないケースが存在すること、不登校児童・生徒への支援において、早期支援の重要性が認識されつつも、実際の支援が遅れるケースが見受けられ、適切な支援の連携が求められること、家庭環境に応じた支援が必要な子どもたちへの対応等が課題となっています。これらを踏まえ、特別支援教育のさらなる充実を図るためには、教員の専門性向上と組織的な対応の強化が必要になってきます。また、不登校児童・生徒への支援においては、早期発見と迅速な対応を徹底し、教育支援センター（適応指導教室）の機能を強化すること、さらに、家庭環境に応じた支援を充実させるため、関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること等が重要になってきます。これらの取り組みを通じて、すべての児童・生徒が安心して学び、成長できる環境の整備に努めていきましょう。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進に取組み、新たに12校に導入されました。地域と学校が連携・協働することで、児童・生徒の学びや成長を支える取り組みが進展しています。また、教職員の指導力・人権意識の向上に向けた研修が実施されていること、さらには、働き方改革プランの推進は、教員の業務負担軽減が進み、教育活動の質の向上が期待されます。一方、教員の長時間労働が依然として問題となっており、教員の心身への影響が懸念されています。また、地域学校協働本部の運営では、地域コーディネーターの育成や運営に関するアドバイスが必要とされています。これらを踏まえ、まず、教員の長時間労働を解消するための具体的な対策として、業務の効率化や人的支援の充実を図り、教員が児童・生徒に向き合う時間を確保することが必要です。また、地域学校協働本部の運営では、地域コーディネーターの育成や支援体制の強化を図る必要があります。コミュニティ・スクールの導入については、計画的に学校運営協議会の設置を進めていきましょう。そして、地域と学校が一体となって魅力ある学校づくりを推進し、児童・生徒の学びと成長を支える環境を整えていきましょう。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

調布市では学校安全対策に真摯に取り組み多くの成果を挙げてきています。特に、「朝の小一の壁」対策としての「みまモーニング（市立小学校児童への早朝見守り事業）」を調査を踏まえて立案し、利用希望数の多かった上位4校について事業開始に向けた手続きを進めることができたことは評価できます。食物アレルギー対策に関しては、専門員の配置や給食室の改修工事が進められ、事故防止のための運用改善が行われています。また、調布市防災教育の日に避難所体験や避難訓練を実施し、児童・生徒の自助・共助意識を養うとともに、地域防災力の向上に努めていることは評価できます。加えて、通学路の安全確保に向けた合同点検や防犯カメラの維持管理が行われ、児童・生徒の安全が確保されています。一方、食物アレルギー対策においては、各学校の取組の改善が必要とされています。また、避難訓練や安全指導の充実が求められる中で、地域との連携が課題となっている場合もあるようです。通学路の安全確保に向けたさらなる防犯カメラの設置や維持管理、「こどもの家」について啓発等の課題も挙げられています。これらを踏まえ、食物アレルギー対策のため、各学校の取組の再点検や研修、訪問を通して教職員の意識の強化を図っていくことが求められます。また、地域と連携した避難訓練や安全確保を図り、地域防災力の向上を図れるよう取り組んで行ってください。

○施策7 学校施設整備の推進 について

学校施設整備については計画的に進められており、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に向けたPFI事業の契約締結及び設計着手がなされました。また、省エネルギー化に向けた校舎内LED照明の改修や、35人学級編制標準の引き下げに対応するための普通教室の改修工事が進められました。これにより、安全・安心で快適な教育環境の整備の目標値である屋上防水や校舎の外壁、受変電設備の予防保全が100%達成されていることは評価できます。一方、児童・生徒数の増加に伴う教室不足への対応が課題となっています。また、学校施設の老朽化対策として、耐久性調査の結果を踏まえた中・長期的な視点での施設更新が求められています。さらには、地域住民の安全を確保するための避難所機能としての整備も引き続き重要となります。これらを踏まえ、児童・生徒数の増加に対応した柔軟な施設整備計画の策定を行い、仮設校舎の設計・建設を迅速に進めるとともに、長期的な視点での施設更新計画を立案してください。また、省エネルギー化や脱炭素化社会の実現に向けた取り組みを一層強化し、持続可能な教育環境の整備や、地域住民の安全を確保するために、避難所機能の充実を図るなどの対策を継続的に実施して行ってください。

○施策8 青少年の育成 について

青少年の育成においては、リーダー養成講習会や家庭教育セミナーの開催、青

少年交流館の運営などの取組がなされています。これらの取組は、青少年が地域で活躍できる人材として成長するための環境整備として実施されています。また、社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上にも努めています。一方で、家庭教育セミナーの開催校や参加者数が減少傾向にあることや、リーダー養成講習会の参加者数に課題が見られ、青少年交流館の利用者数は増加しているものの、依然としてコロナ禍前の水準には戻っていない状況がありました。これらを踏まえ、家庭教育セミナーの広報活動を強化し、参加者数の増加を図ることに取り組み、また、リーダー養成講習会の内容の見直しなど、より多くの青少年が参加しやすい環境を整えることや、青少年交流館の利用促進の対応策等が求められます。今後とも、青少年が健全に成長し、地域社会で活躍できる人材を育成することができるよう取り組んでいってください。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

生涯学習社会への対応では、社会教育関係登録団体への補助金の交付や、学習グループ主催の公開講座への助成金の交付などの支援が行われ、東部公民館の地域文化祭では、AIを活用した展示物の音声説明の実施、図書館におけるICタグシステムの導入などの新たな取り組みがなされました。一方、公民館の満足度は昨年度と同率で、図書館の満足度は昨年度より減少していること等から、社会教育施設の利用者満足度の向上が求められます。また、障害のある方への社会体験活動の支援において、ボランティアスタッフの高齢化や継続参加可能なスタッフの不足等の課題が挙げられています。さらには、公民館活動において、地域団体との連携や協働事業の推進が重要であることが指摘されています。これらを踏まえて、社会教育施設の利用者満足度の向上を図るため、利用者のニーズを把握し、サービスの改善を行うこと、また、障害のある方への支援においては、ボランティアスタッフの確保と充実を図るための周知活動を強化すること、公民館活動においては、地域団体との連携を強化し、地域課題に取り組む事業を推進することで地域の魅力を再認識し、住民同士の交流を促進していけるよう取り組んでいってください。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

地域ゆかりの文化の保存と継承に関する取り組みとして、郷土博物館の常設展示のリニューアルや、国指定史跡「下布田遺跡」の整備、市指定史跡「近藤勇生家跡」の整備、武者小路実篤記念館では、特別展や移動展、学校連携事業などを通じて地域の文化資源を活用した魅力発信が行われ、地域住民の歴史や文化への関心が高まり、地域の活力向上に寄与していることは評価できます。一方、コロナ禍による入館者数や事業参加者数が減少、施設の維持管理や運営において、設備の経年劣化に対する対応、地域ゆかりの文化財の保存・活用において、ボランティアの育成や市民の主体的な参加が求められています。これらを踏まえ、今後、

施設の維持管理，設備の更新を計画的に進めること，地域住民やボランティアの積極的な参加促進のための方策等が求められます。また，デジタル技術を活用した文化財の情報発信や普及啓発活動，地域の文化資源を広く共有すること等，地域の歴史や文化への理解と愛着が深まり，持続可能な地域社会の実現に寄与することができるよう取り組んでいってください。

(3) 帝京大学教育学部初等教育学科教授 赤堀 博行

施策について

○総評

令和6年12月25日に、文部科学大臣は中央教育審議会に2つの諮問をしている。一つは「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」であり、二つは、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」である。

前者の背景には、現代社会は、少子高齢化や地球規模の課題、デジタル技術の急速な進展などにより、かつてない不確実性に直面しており、子供たちには、変化の激しい時代を生き抜く力が求められ、生涯を通じた学びと自己決定力の重要性が増していることがある。また、多様な他者と対話し、課題解決できる力を育み、デジタル技術を活用して一人ひとりの可能性を伸ばす教育が必要であること、教育は個人と社会のウェルビーイングを高め、未来の日本を支える基盤として、初等中等教育の役割が一層重要となることが挙げられている。

後者の背景には、教師は今後も公教育の中核を担い、高度専門職として新たな学びを実践し、複雑化する教育課題に対応する力が求められていること、AI技術が進展し少子化が進む現代においては、子どもの可能性の最大化が重要であり、教師は学びを支える伴走者へと役割を転換し、質の高い人材の育成・確保が不可欠であることなどが挙げられている。

これらの観点から、調布市教育委員会（以下：市教育委員会）の諸事業を概観すると、基本構造は教育振興基本計画によるものと考えられるが、令和6年12月25日の、文部科学大臣による中央教育審議会への諮問に鑑みると、特に施策5の魅力ある学校づくりの推進の重要性が見えてくる。魅力ある学校づくりを方向付けるもの、あるいは基盤となるものが、施策1の豊かな心の育成であり、施策2の確かな学力の育成、施策3の健やかな体の育成、施策4の個に応じたきめ細かな支援としての諸事業などと考えられる。それぞれの施策において、必要不可欠な事業が適切に位置付けられており、市教育委員会のきめ細かな事業展開が見て取れる。一方で、施策によっては、成果指標に基づく評価結果が前年からの改善が十分でないものがあつた場合には、諸事業の見直しをする必要がある。前年同様の事業実施であれば、内容の量的・質的改善の具体が示されることが求められる。その意味でも、学校に対する指導助言や教員に対する研修の具体を明示することが重要である。こうした視点を基に、令和6年度の点検・振り返りに再見すると、施策10の地域ゆかりの文化の保存と継承が具体的に示されており、理解しやすい。各課、各所のこれまでの取組実績、取組成果を今後に向けて拡充、充実することを期待したい。

○施策1 豊かな心の育成 について

「いじめはどんな理由があってもいけないこと」に対して95%前後の小中学生が「そう思う」と回答したことは、児童・生徒間でいじめに対する否定的な意識や倫理観が広く共有されていることを示す一方で、20人に1人が「いじめを肯定する可能性がある」ことも示唆している。

学校教育におけるいじめの未然防止には、道德教育が果たす役割が大きい。道德科の内容は、小・中学校ともに22項目が設定されているが、そのほとんどが、いじめの要因に密接に関わっている。児童・生徒の「いじめを許さない」とする意識を高めるためには、学校の教育活動全体を通じた道德教育が重要であり、各学校の道德教育の方針は、道德教育全体計画に示されている。主要事業4「道德教育の推進」に関して、担当課による各学校の道德教育の全体計画の改善・充実を図る具体策の策定を期待したい。また、生活指導は機能概念であり、道德教育では道徳的実践の指導に当たる。各学校が学校の教育活動全体を通して、そのような内容を重視して意図的な指導を行うのが改善・充実につながる。

主要事業1「命を大切にできる教育の推進」、2「人権教育の推進」、3「いじめの防止と対応」の充実のためには、その基底は道德教育の充実であることを再確認したい。

「命を大切にできる教育の推進」については、適切な予算措置を講じて児童・生徒に対する救命講習を実施することで心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを身に付けたり、教員に対する上級救命講習の実施、応急手当普及員講習の実施により教員の応急手当に関わる力量が高まったりしている。こうした事業が継続的に行われていることは意義深い。

「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童・生徒への対応については、前年度も、個々の状況を把握したうえで、個別指導を促すとしていたところであるが、個々の状況把握、具体的な学校への指導、各学校における具体的な指導などについて、事例研究を行い、好事例について各学校に伝達することなども考えたい。

人権教育の推進に関して、各学校に対する人権に配慮した指導に係る助言などについては、より具体的に示すとよい。また、社会問題化している「LGBTQ」といった性的マイノリティの人権について特化した取組なども求められる。

全体として、次年度以降の取組等について、具体的事例を想定しながら示すようにすると分かりやすいと思われる。

○施策2 確かな学力の育成 について

令和6年12月5日に、文部科学大臣が中央教育審議会に諮問した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」には、少子高齢化や国際情勢の混迷、気候変動、生成AIの進展などにより将来の不確実性が増す中、児童・生

徒には自ら学び、社会と協働し、持続可能な未来を築く力が求められていること、現行の学習指導要領は「主体的・対話的で深い学び」を重視し成果もあるが、依然として学びの意義の実感や多様性への対応、自律的学習力、デジタル活用などに課題が残ること、教育は児童・生徒の可能性を引き出し、ウェルビーイングの向上と共生社会の実現に寄与する必要があることなどが示された。また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が喫緊の課題となっている。

市教育委員会は「基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小・中連携教育の推進」において、各学校の習熟度別学級における指導方法や教材に関する工夫をサポートしていることは、授業者の指導の個別化、児童・生徒の学習の個性化を支える上で有効である。

また、今次の学習指導要領に明示されている特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導のうち、日本語の習得に困難のある児童・生徒に対する日本語指導に関して、週2回の日本語指導教室の開催により、1,400人を越える児童・生徒の参加があったことは教育的価値が高いと言える。この指導に関しては、日本語指導臨時講師の派遣により、日本語の読み書きや作文と日常の生活語等、基本的な日本語指導などが具体的に示されており分かりやすい。

ICT環境の整備・活用と情報教育の推進に関しては、ICT支援員による学校訪問型の研修を実施したこと、各種使用マニュアルの整備等、学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施したことは、児童・生徒一人ひとりが一台端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すGIGAスクール構想実現のために意味のあることと言える。

授業におけるICT機器の活用は、授業者の指導観とそれに基づく必要観の高さが重要と言われている。そうした中で、各学校における効果的なICT機器の活用方法等について教員の理解を深め、ICT機器を活用した授業力を高めることを目的としたICT教育推進委員会における情報共有は有効である。引き続いて行っている児童・生徒、教員のICT活用状況について調査し、施策の改善・充実に努めていることも重要なことと言える。

グローバルな人材育成のための児童・生徒の英語力の向上を重視していることは意義深い。ALT活用の中で語学力・コミュニケーション能力向上に加えて、異文化理解など国際感覚の育成を図っていることは、多様な価値観を尊重する力の育成、国境を越えたグローバル社会での協働力の向上などの基盤となることであり有効である。

さらに、東京五輪でサッカー、7人制ラグビー、近代五種及びサッカーの予選リーグが行われたこともあってか、オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」などの資質を、学校2020レガシーとして、各校の特色ある教育活動を通じて継承する取組を引き続き実

施したことは、市の教育の特色となっている。

○施策3 健やかな体の育成 について

生涯にわたって運動・スポーツに親しむ姿勢を育てることは、自己管理能力や健康意識、協調性、社会性を培い、主体的に生きる力の向上につながると言われている。各小・中学校が、体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、毎日・週1回程度等の期間を設定し取組を推進した「一校一取組・一学級一実践」は、生涯スポーツ推進に向けて意義深い。

体力増進及び運動能力の向上並びにスポーツの魅力を伝えることを意図して、多種多様な一流アスリートを学校に招聘し、指導を得たことは、児童・生徒の運動意欲の高揚に大いに有効な取組と言える。ジュニア陸上体験教室、小学生ラグビー大会を関係各所、各課と連携を図りながら実施したことも、スポーツに対する関心の喚起、児童・生徒の健康保持、体力向上につながることが期待できる取組である。

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実のために、学校における食育の推進が重要であることは、学習指導要領の総則に明示されている。総則の記述が教育活動全体に関わることを勘案すれば、食育は、いわば、教科横断的な教育活動である。市教育委員会は、この重要性を鑑み、各学校に全体計画の作成を求めていることは適切である。また、食育推進事業として、実施した1月に開催された「農業まつり」、「親子料理教室」、「食育講演会」、「食育推進連絡協議会」といった具体的な取組が示されていてわかりやすく、家庭や地域、関係機関等との連携も垣間見られて興味深い。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

学習指導要領の総則には、特別な配慮を必要とする児童への指導として、障害のある児童などへの指導が4項目にわたって示されている。特別支援教育は、障害のある子どもが学ぶ喜びや達成感を得て、基礎的・基本的な力を育成すること、誰もが尊重され、共に学ぶ権利を保障するインクルーシブ教育を実現すること、共生社会の構築に向け、互いの違いを認め合い、協力し合おうとする態度の形成などの観点から重要である。

市教育委員会は、小・中学校全校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修、校内通級教室担当全教員対象研修、特別支援教育に係る専門性向上研修を実施して、その専門性を高めている。また、市内全教員を対象として特別支援教育に関する動画研修を実施した。これらの取組により、インクルーシブ教育を実現が図られ、障害のある児童・生徒にとどまらず、全児童・生徒に対して共生社会の構築に向けた、相互理解、協働性などが育まれることが期待できる。また、都立調布特別支援学校、障害福祉課、放課後等デイサービス事業所といった関係機関との連携を重視した特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実

を図っていることは重要なことと言える。

我が国の小・中学校で30日以上欠席した児童・生徒数は35万人に迫り、11年連続で増加し、過去最多を更新している。その背景には、「学校に行く気がしない」、「不安・抑うつ」、「生活リズムの乱れ」に加えて、コロナ禍後遺症による学校生活リズムの乱れの継続や不登校へのハードルが低下も指摘されている。また、法改正などにより、保護者が「登校」だけでなく子どもの意志や心の状態を尊重する意識が高まったことも要因とされている。

市教育委員会は、魅力ある学校づくりを基本として、保護者への支援、学びの多様化、学校分教室の充実や訪問支援・指導などの多様な対応ができるようにしていることは大いに評価できる。また、教育支援センターとしての役割を担っている「太陽の子」の環境整備や個に応じた支援・指導の充実に尽力していることは意義深い。教育相談所における養育や教育に関わる相談について、相談者の立場を考慮した多彩な相談体制を整えており、相談者に寄り添った体制の構築がうかがえる。様々な家庭環境にある児童・生徒への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、活用に注力しており、評価できる。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

魅力ある学校づくりの意義は、児童・生徒の主体的な学習の促進と豊かな人間性や社会性の育成に加えて、学校、家庭、地域社会との連携、信頼関係の構築にあると言われている。

地域と学校が一体となり、子どもの健全育成を図るために、市教育委員会は、地域学校協働本部の運営及び質的向上に尽力している。各学校の地域コーディネーターの育成や事業運営に関するアドバイスを行う統括コーディネーターの配置により、学校で学習支援員など地域人材の活用を促進し、児童・生徒の学ぶ意欲や充実した学校生活の実現につなげている。

また、魅力ある学校の推進を目指して、小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校の特色ある教育活動の充実につなげた。このことにより、各学校においては児童・生徒の学校生活の充実感が育まれ、結果的として不登校児童・生徒の減少につながることも期待できるものと考えられる。

教員の指導力不足やモラルの低下などが指摘されることがある中で、市教育委員会は、教職員の指導力及び人権意識の向上に努めている。教員の本務である授業の充実を主眼として「授業改善推進プラン」に基づく指導助言に努めていることは評価できる。また、教員への信頼を損なう事例が散見される中で、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒の多様性に係る適切な理解を図った指導助言の方法についての研修を行ったことは意義深い。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

安全・安心な学校づくりの意義は、児童・生徒の健やかな心身の成長や、活気

ある学び、豊かな自己実現を図る上での基盤を整えることで学習意欲や社会性の育成につなげるようにすることと考えられる。

市教育委員会は、児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上のために、学校給食が果たす役割は大きいことを鑑み、安全で安心な給食の提供に尽力している。

具体的には、食物アレルギーに対して食物アレルギー専門員の継続的な配置、食に関する検討委員会による全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理と運用改善などの取組である。いずれの取組も称揚に値するものと言えよう。また、アレルギー対応ホットラインの運用の継続、ホットライン対象施設の増加（259施設）などは、安全・安心な学校づくりにつながるもので、大いに評価できる。

調布市防災教育の日における家庭や地域と連携した取組は興味深い。とりわけ、小学校6年生の児童・中学校3年生の生徒及びその保護者を対象にした「避難所体験」は、不測の事態に備えた効果的な取組であると考えられる。また、通学路の安全確保や小学校児童への早朝見守り事業なども周到に計画・実施されており適切である。

○施策7 学校施設整備の推進 について

2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出を実質ゼロにすることを目指す都市構想の一環として、計画的に小・中学校の校舎内照明器具のLED化改修工事を実施していることは評価できる。児童数の増加を的確に把握して、不足教室対策が計画的に進めていることは重要である。また、児童・生徒の教育環境保全に配慮し、安心・安全で快適な教育環境の整備を計画的に進行していることは意義深い。

○施策8 青少年の育成 について

P T A活動は、児童・生徒の教育環境向上に資するものであるが、その運営や関与の在り方は地域や学校によって多様であり、P T A自体の見直しなどが指摘されている中で、P T Aの負担軽減のため、事務手続きの簡素化を図っていることは適切である。また、保護者の多様化も進む中で、家庭教育セミナーをハイブリッド方式で開催したことは、時機を得た取り組みであると言える。家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる努力義務を確実に遂行している。

また、地域で活躍できる人材の養成についても、引き続き、リーダー講習会の開催し、一定の受講者を得ていることは意義深い。特に、ジュニアサブリーダー講習会修了証授与者246人と前年比120%であり、青少年の育成に関して心強いデータである。青少年交流・体験事業についても、多様に展開されている。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

学校施設開放は、地域住民の交流や健康増進などの拠点としての機能を高め、

地域と学校の連携・信頼関係の強化を図る役割を担っている。市教育委員会は、こうした重要性を認識して、総合開放運営連絡会をハイブリッド方式で開催するとともに、市民活動の支援のために、学校施設を組織的かつ積極的に開放していることは、市の生涯学習社会の構築にもつながる大切な取組と言える。

また、学習グループ主催の公開講座への助成、社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付、公民館登録団体等の活動への支援などを適切に行っていることは評価できる。障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、継続的に障害者の社会活動に対する支援を、合理的配慮なども含めて計画的に行っていることは意義深い。

市民が豊かな文化的教養を身につける社会教育の基点としての公民館活動を、各公民館が特色を生かしながら、多くの市民を対象として多様に展開されていることも評価できる。市民に向けた多種多様なサービスの実施の充実もうかがえる。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

「下石原八幡神社本殿及び拝殿」、「近藤勇生家跡」などの市指定文化財や市指定史跡などの対応は大いに評価できる。このことを、文化財講演会「多摩の地域史料のなかの新選組・近藤勇」や文化財ウォーク「近藤勇生誕の地上石原を歩く～近藤勇生家跡から上石原若宮八幡神社へ～」などにつなげて開催したことは意義深い。これらを児童・生徒をはじめ、多くの市民に周知することを期待したい。

地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開は、具体的な事業が分かりやすく記されている。これらの有意義な事業は、市民だけでなく多くの人々の興味関心を得ることができる事象が多いことから、何らかの方法で外国人も含めて多くの観光客などにも周知していきたい。

6 資料編

(1) 教育プラン（令和5年度～令和8年度）施策体系（施策，主要事業，主管課）



(※1) 全国学力・学習状況調査 (※2) 全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値

プラン		
	成果指標・目標値	
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合（※1）	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合（※2）	小学校 7pt 中学校 7pt 小学校 90.0% 中学校 90.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】	東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合（※3）	東京都の平均値を上回る （小学校・中学校） 小学校（男・女） 75.0% 中学校（男・女） 70.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課、教育総務課】	コミュニティ・スクールの導入校数	28校 （市立小・中学校全校）
【学務課、指導室】 【教育総務課、指導室】 【学務課、社会教育課、教育総務課、指導室】	調布市防災教育の日の参加者数	30,000人
【教育総務課】 【教育総務課】 【教育総務課】	耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100%（102/102棟） 外壁 100%（102/102棟） 受変電設備 100%（28/28棟）
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の修了証授与者数	360人
【社会教育課、公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（図書館・公民館）の満足度（※4）	図書館 85.0% 公民館 80.0%
【郷土博物館】 【郷土博物館、図書館】	郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000人

（※3）全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※4）調布市民意識調査

(2) 教育委員会会議開催状況（令和6年度）

[illegible]

		・令和6年第2回調布市議会定例会提出案件について ・調布市公民館運営審議会委員の委嘱について (協議題) ・調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)について (報告事項) ・令和6年度「調布市防災教育の日」の実施結果(概要)について ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年4月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和6年度調布市立学校における教育課程の特色について ・令和5年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告について ・令和5年度調布市立図書館に関するアンケートについて	可決 可決 — — — — — —
令和6年 6月20日	第3回 臨時会	(議案) ・調布市教育委員会職員の懲戒処分について ・調布市教育委員会職員の懲戒処分について (報告事項) ・教育委員会委員の任命について	可決 可決 —
令和6年 6月28日	第6回 定例会	(議案) ・臨時代理の承認について(調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令) ・調布市社会教育委員の解職について (協議題) ・調布市立染地小学校施設整備に関わる基本方針(案)について (報告事項) ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年5月における市内小・中学校の事故等の報告について ・一般財団法人調布市武者小路実篤記念館役員人事について	可決 可決 — — — —
令和6年 7月1日	第4回 臨時会	(報告事項) ・教育委員会委員の任命について ・教育委員会教育長職務代理者の指名について	— —
令和6年 7月19日	第7回 定例会	(議案) ・調布市深大寺水車館条例施行規則の一部を改正する規則 (報告事項) ・令和6年第2回調布市議会定例会について ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業について ・調布市立染地小学校施設整備に関わる基本方針について ・令和6年6月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告)	可決 — — — — —

		・令和6年度調布市社会教育委員の会議(4月～6月分)について ・令和6年度調布市公民館運営審議会(4月～6月分)について ・令和6年度調布市立図書館協議会(4月～6月分)について ・令和6年度調布市文化財保護審議会(4月～6月分)について	— — — —
令和6年 7月31日 8月1日	第5回 臨時会	(議案) ・令和7年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書 の採択について ・令和7年度～10年度使用 調布市立中学校教科用図書の採択に ついて (協議題) ・令和7年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書 の選定について ・令和7年度～10年度使用 調布市立中学校教科用図書の選定に ついて	可 決 可 決 — —
令和6年 8月15日	第8回 定例会	(議案) ・令和6年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執 行の状況の点検及び評価報告書(令和5年度振返り)(案)につい て ・令和6年第3回調布市議会定例会提出案件について ・臨時代理の承認について(東京都公立学校副校長の人事につい て) (報告事項) ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年7月における市内小・中学校の事故等の報告について ・調布市立図書館の臨時休館について ・令和6年度 調布市防災教育の日 実施結果報告書について	可 決 可 決 可 決 — — — —
令和6年 9月27日	第9回 定例会	(議案) ・調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の 一部を改正する規則 ・臨時代理の承認について(調布市公民館運営審議会委員の解 職) ・調布市公民館運営審議会委員の委嘱について ・臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動に ついて) (協議題) ・調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画 (素案)に係るパブリック・コメントの実施について (報告事項) ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年8月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和6年度調布市立小学校プール開放実績報告について	可 決 可 決 可 決 可 決 — — — —
令和6年	第6回	(その他)	

10月1日	臨時会	・教育委員会教育長の任命について (報告事項) ・教育委員会委員の任命について	— —
令和6年 10月25日	第10回 定例会	(報告事項) ・令和6年第3回調布市議会定例会について ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年9月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) ・令和6年度調布市社会教育委員の会議(7月～9月分)について ・令和6年度調布市公民館運営審議会(7月～9月分)について ・令和6年度調布市立図書館協議会(7月～9月分)について ・令和6年度調布市文化財保護審議会(7月～9月分)について	— — — — — — —
令和6年 11月5日	第7回 臨時会	(議案) ・令和6年第4回調布市議会定例会提出案件について	可 決
令和6年 11月22日	第11回 定例会	(報告事項) ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年10月における市内小・中学校の事故等の報告について ・令和5年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告について (諸報告) ・令和6年度調布市「いのちと心の教育」月間の取組について	— — — —
令和6年 12月23日	第12回 定例会	(議案) ・調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則 ・調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画(案)について (報告事項) ・教育委員会委員の任命について ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年度市立小・中学校児童・生徒数及び学級数の推計について ・令和6年11月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) ・令和6年度地域運動会実施報告について ・令和6年度調布っ子“夢”発表会実施報告について	可 決 可 決 — — — — — —
令和7年 1月24日	第1回 定例会	(議案) ・調布市教育委員会表彰について (報告事項) ・令和6年第4回調布市議会定例会について ・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・令和6年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について ・令和6年12月における市内小・中学校の事故等の報告について	可 決 — — — —

	(報告事項)	
	・令和6年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について	—
	・調布市立染地小学校施設整備基本構想(案)について	—
	・令和7年2月における市内小・中学校の事故等の報告について	—
	・令和6年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査(東京都)について	—
	・令和8年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	—
	・令和7年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案)について	—

(3) 教育委員会事務局の概要（令和6年度）

令和6年度当初の職員数，当初予算額，組織体系図は以下のとおり

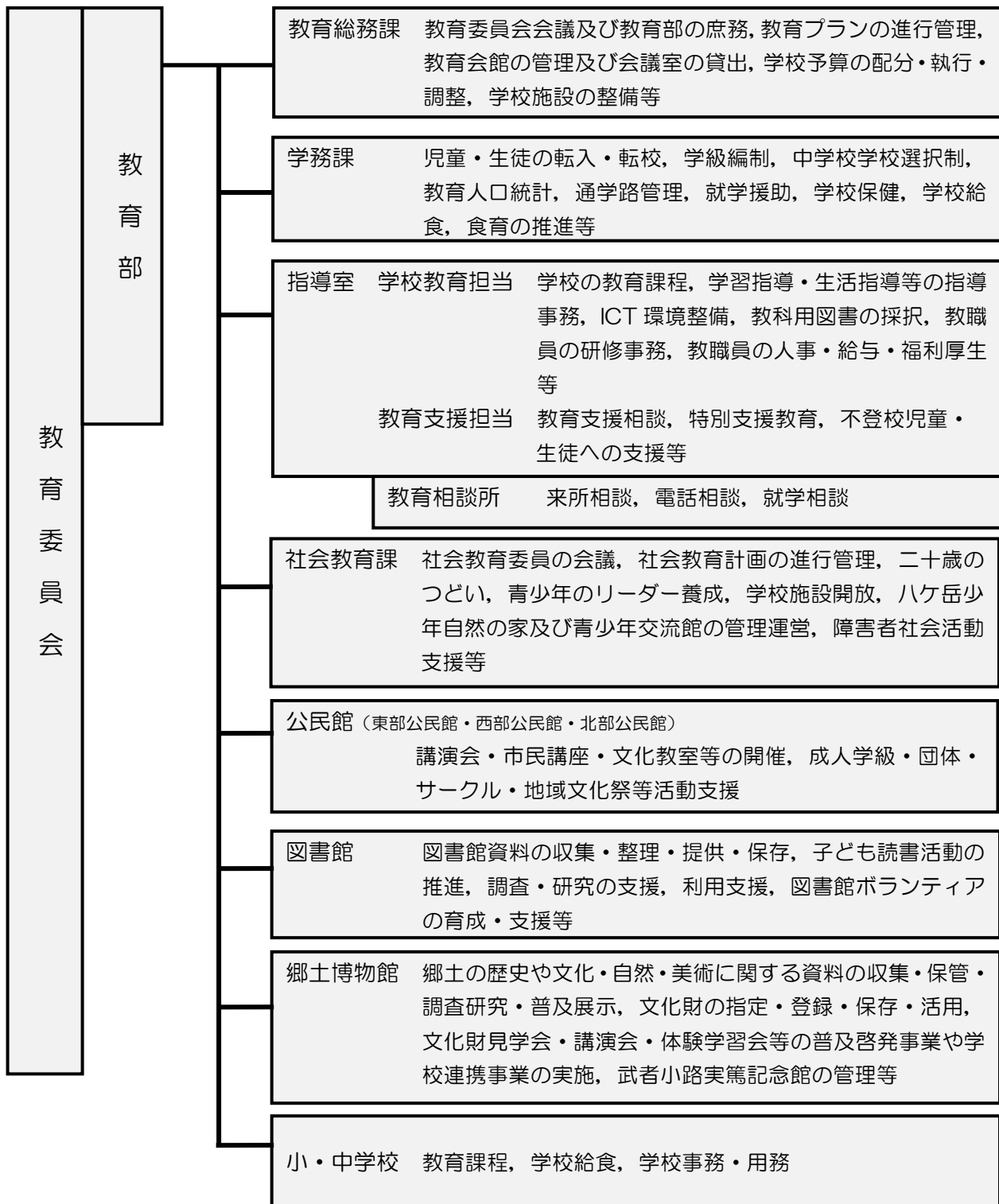
◆職員数

・正 規 職 員 227人（うち管理職24人）

◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

・歳入 10億4087万5,000円
 ・歳出 83億5847万5,000円（職員人件費を除く）

◆組織体系図



(4) 令和6年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

(単位 千円)

課名	令和6年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a-b)	主な増減理由
教育総務課	3,147,834	3,496,744	▲ 348,910	小学校施設整備費の年度別計画における校舎設備整備工事費の減
学務課	1,931,447	968,465	962,982	給食費無償化に伴う学校給食補助金の増
指導室	1,814,729	1,515,838	298,891	教育用ネットワークシステム更新に伴う機器借上料の増
社会教育課	89,961	151,166	▲ 61,205	ハケ岳少年自然の家改修工事完了による施設改修工事費の減
東部公民館	47,308	22,304	25,004	空調改修工事に伴う施設整備費の増
西部公民館	23,055	36,466	▲ 13,411	給排水・衛生設備改修工事、空調室外機改修工事の完了による工事費の減
北部公民館	26,319	29,717	▲ 3,398	排水管改修工事完了による施設整備費の皆減
図書館	895,554	730,353	165,201	ＩＣタグシステム導入に伴う図書装備委託料の増
郷土博物館	254,608	120,722	133,886	分室解体工事費の増、解体に伴う廃棄物処分委託料・資料運搬委託料の増
郷土博物館（実篤記念館分）	127,660	138,110	▲ 10,450	空調設備更新工事（令和6年度）と館内照明改修工事（令和5年度）の費用差額による記念館設備改修費の減
教育部 合計	8,358,475	7,209,885	1,148,590	

◆課別 歳入予算の状況

(単位 千円)

課名	令和6年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減額 (a-b)	主な増減理由
教育総務課	124,655	60,057	64,598	対象事業の増加に伴う学校施設環境改善交付金の増
学務課	479,795	5,388	474,407	給食費無償化に対する小・中学校における公立学校給食費負担軽減事業補助金（東京都補助金創設）の増
指導室	349,828	278,632	71,196	歳出額の増額に伴うスクールソーシャルワーカー活用事業補助金の増
社会教育課	147	183	▲ 36	
東部公民館	494	507	▲ 13	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	802	684	118	
図書館	1,225	1,225	0	
郷土博物館	83,555	39,892	43,663	下布田遺跡整備工事に伴う国史跡整備費補助金（国・東京都）の増
教育部 合計	1,040,875	386,942	653,933	

(5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年 1 月 30 日

教育委員会要綱第 2 号

第 1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

第 3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

第 4 点検及び評価の実施

点検及び評価は、前年度における第 3 に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第 5 学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者を置く。

第 6 委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

1 この要綱は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第 3 の規定は、平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日教委要綱第 7 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

刊 行 物 番 号
2025－87

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和6年度振返り)

発行日 令和7年8月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育総務課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

Tel 042-481-7465

印刷 庁内印刷